

久喜宮代衛生組合

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画



平成 25 年 3 月

久喜宮代衛生組合

目 次

	Page
第1章 計画の基本的事項	1
1. 計画の目的	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の目標年度	2
第2章 ごみ処理に係る課題	3
1. ごみ排出に関する課題	3
2. 資源化・減量化に関する課題	6
3. ごみの収集・運搬に関する課題	9
4. ごみの処理・処分に関する課題	11
第3章 ごみ処理量の予測	17
1. 将来人口の設定	17
2. ごみ処理量の予測	17
3. ごみ処理量の予測結果	18
第4章 ごみ処理基本計画	20
1. 基本理念	20
2. 基本方針	21
3. 将来目標	22
4. 施策体系図	26
5. ごみの減量化と資源化の推進のための施策	27
5-1. 減量化・資源化計画	27
6. 環境への負荷を抑えた適正なごみ処理事業の推進のための施策	37
6-1. 収集・運搬計画	37
6-2. 処理・処分計画	40
6-3. その他の計画	46
7. 計画のスケジュール	47
8. 計画の推進と進行管理	52
8-1. 計画の推進体制	52
8-2. 計画の進行管理	53
用 語 説 明	54

第1章 計画の基本的事項

1. 計画の目的

平成22年3月23日、市町合併により旧久喜市、旧菖蒲町、旧栗橋町及び旧鷲宮町は新「久喜市」となり、これに伴い久喜宮代衛生組合の構成団体である旧久喜市が平成22年3月22日に脱退、同年3月23日に新久喜市が構成団体に加入したことにより、久喜宮代衛生組合の共同処理する事務の対象も新久喜市及び宮代町へと変更されました。

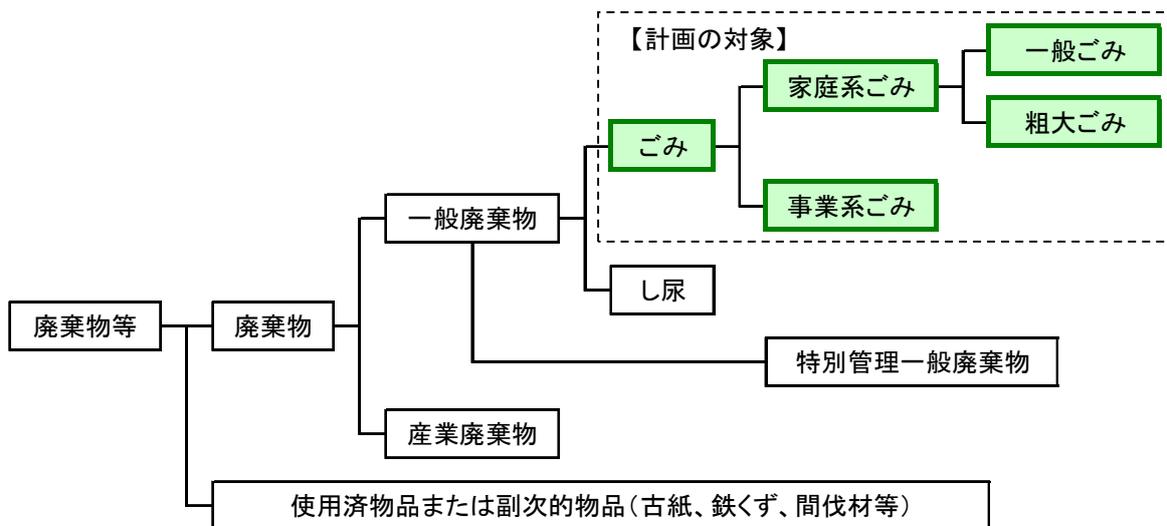
このため、新久喜市及び宮代町を管内とする区域における減量化・資源化目標等を設定した新しい「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の作成が必要となりました。

今回策定する「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」は、新たな衛生組合においての長期的・総合的な視点に立った一般廃棄物処理のあり方を示すとともに、廃棄物処理施設の整備を推進するために必要となる基本的事項を示すことにより、地域における循環型社会を形成することを目的とするものです。

2. 計画の位置づけ

「久喜宮代衛生組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下「本計画」という。）は、久喜市、宮代町の総合計画に定められている計画事項のうち、一般廃棄物行政分野における計画事項を具体化するための施策方針を示すものであり、久喜市、宮代町及び久喜宮代衛生組合（以下「本組合」という。）の一般廃棄物行政における最上位の計画に位置づけられます。

また、本計画は、「環境基本法」、「循環型社会形成推進基本法」ならびに「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、リサイクル関連の法律等の上位関係法令に配慮して策定するものであり、一般廃棄物のうち「ごみ」を対象とし、久喜市と宮代町（以下「組合管内」という。）のごみ処理の実態を明らかにし、問題点の把握を行った上で、将来の組合管内におけるごみ処理の方向づけを行うものであります。なお、計画の策定に際しては、ごみの発生抑制及びごみの排出から最終処分に至るまでの適正処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものであり、年度ごとに定める一般廃棄物処理実施計画等の上位計画となります。



注. 循環型社会形成推進基本法で定める「廃棄物等」の内訳を示します。

図 1-2-1 本計画の対象

3. 計画の目標年度

計画期間は、平成 25 年度を初年度、平成 39 年度を目標年度とする 15 年間とします。

なお、本計画は、初年度から概ね 5 年後、又は制度の改正や廃棄物処理を取り巻く情勢が変化した場合などに、本計画で掲げた数値目標や施策等についての達成度や各々の取り組みの進捗状況を踏まえた上で見直しを行うものとしします。

また、計画の推進を図るため、適宜その状況を把握するとともに、効果などについても定期的に検討し、必要に応じ新たな対応を講じていくものとしします。

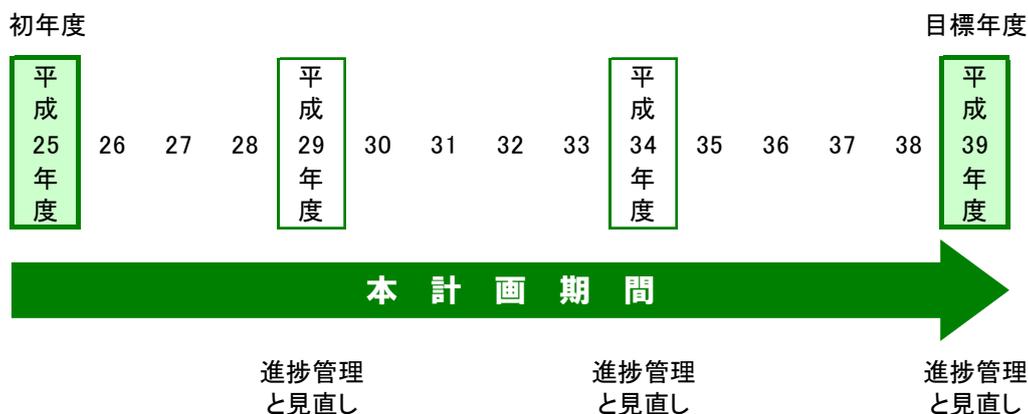


図 1-3-1 計画期間と目標年度

第2章 ごみ処理に係る課題

1. ごみ排出に関する課題

(1) ごみの排出抑制の推進

ごみ総排出量及び原単位（1人1日当たりのごみ総排出量）は近年減少傾向で推移していますが、ごみ処理施設への負担の低減、焼却処理量及び最終処分量の削減のためにも、今後のごみの排出抑制に努める必要があります。

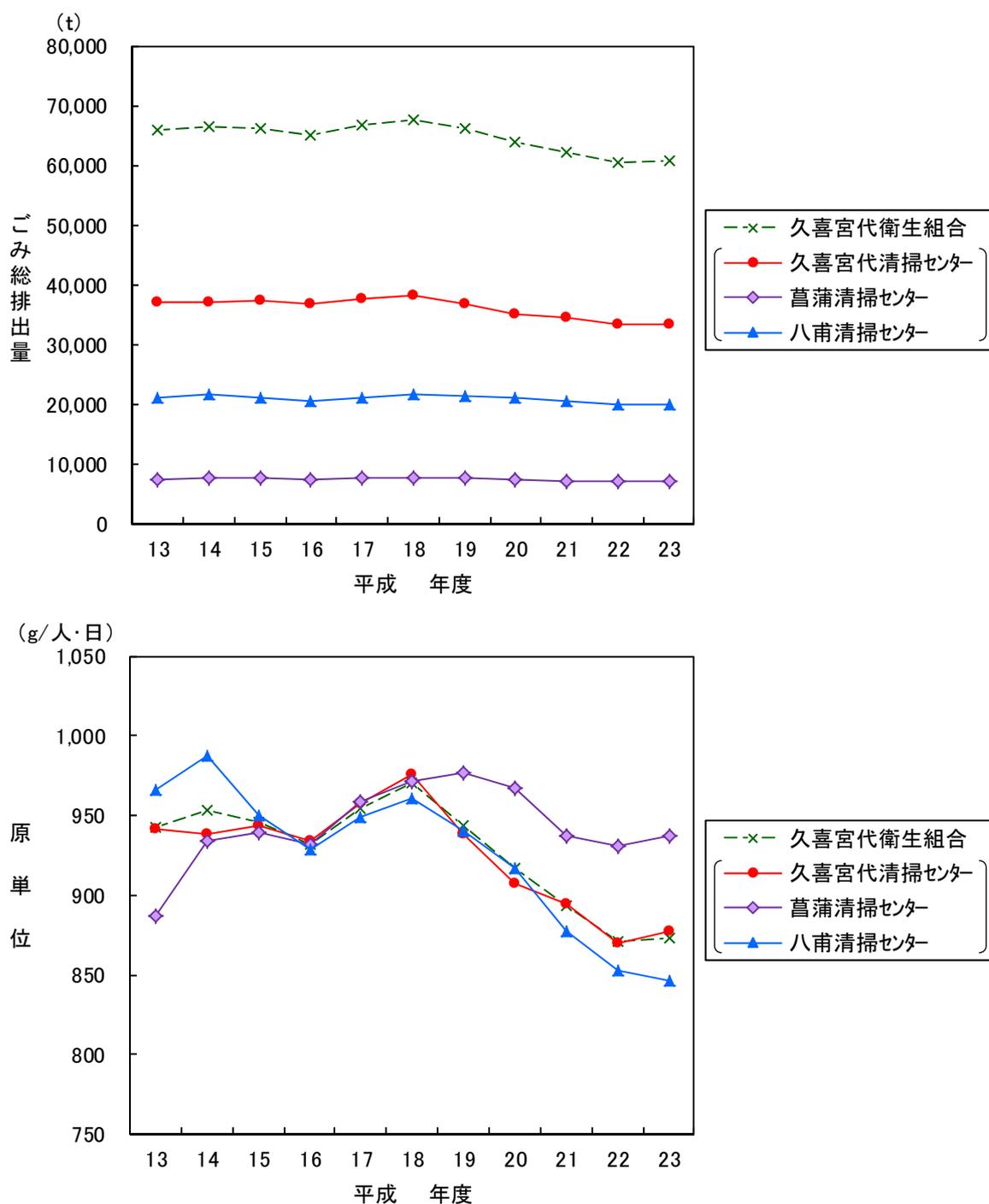


図 2-1-1 ごみ総排出量と原単位の推移

(2) 家庭系ごみの減量

組合管内から排出されるごみの多くは家庭系ごみであり、家庭系ごみの更なる減量が必要です。

このため、家庭系ごみの減量に向けて、ごみ組成調査等の実施による家庭系ごみの排出実態の把握、減量対象（ごみ成分・主な排出者）の設定、減量対象ごとの減量施策などについて検討が必要です。特に家庭系ごみの減量に効果が大きいと考えられる「資源物の分別徹底」と「生ごみの減量」に向けて重点的に取り組む必要があります。

また、平成 24 年度現在、家庭系ごみの有料化は実施していませんが、ごみ処理に係る費用負担の適正化、ごみ処理に際しての排出者責任の徹底などによる家庭系ごみの減量化を目指し、他地域の事例や周辺市町の動向を踏まえて、費用負担のあり方や有料化に合わせて実施すべき施策等についても検討する必要があります。

(3) 事業系ごみの減量

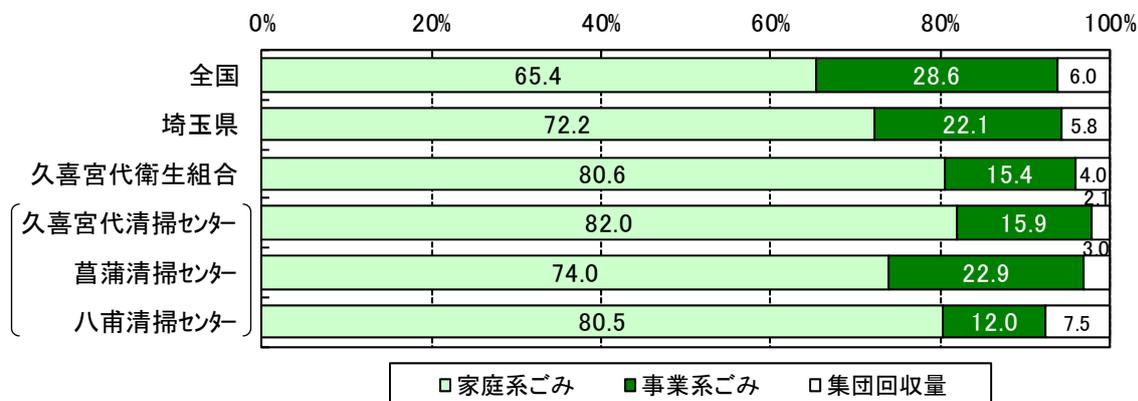
事業系ごみは、業種や事業所の形態により、排出状況が大きく異なることが特徴です。また、組合管内における事業系ごみの排出状況は、清掃センターにより傾向が異なり、久喜宮代清掃センターと八甫清掃センターでは、ごみ総排出量に占める事業系ごみの比率が低いことが特徴です。このため組合全体でも事業系ごみの比率が低くなっています。

近年の事業系ごみの推移状況を見ると、はっきりとした減少傾向は確認できないため、今後も減量に努める必要があります。このため、事業系ごみの排出実態を正しく把握し、適切な減量施策などについて今後も引き続き検討を行う必要があります。

(4) ごみ分別区分等の統一

平成 23 年 10 月から「布・衣類」と「プラスチック製容器包装」は、すべての清掃センターで資源物としての収集が開始されたことにより、組合管内において概ね分別区分は統一しましたが、一部の品目では清掃センターによって出し方や収集頻度など取り扱いが異なります。

このため、住民負担の公平化や将来における新規ごみ処理施設の整備等の観点からも、組合管内全体での取り扱いなどの統一に向けた検討が必要です。



注. 全国・埼玉県：平成 22 年度実績

久喜宮代衛生組合、久喜宮代・菖蒲・八甫清掃センター：平成 23 年度実績

図 2-1-2 ごみ総排出量の構成比

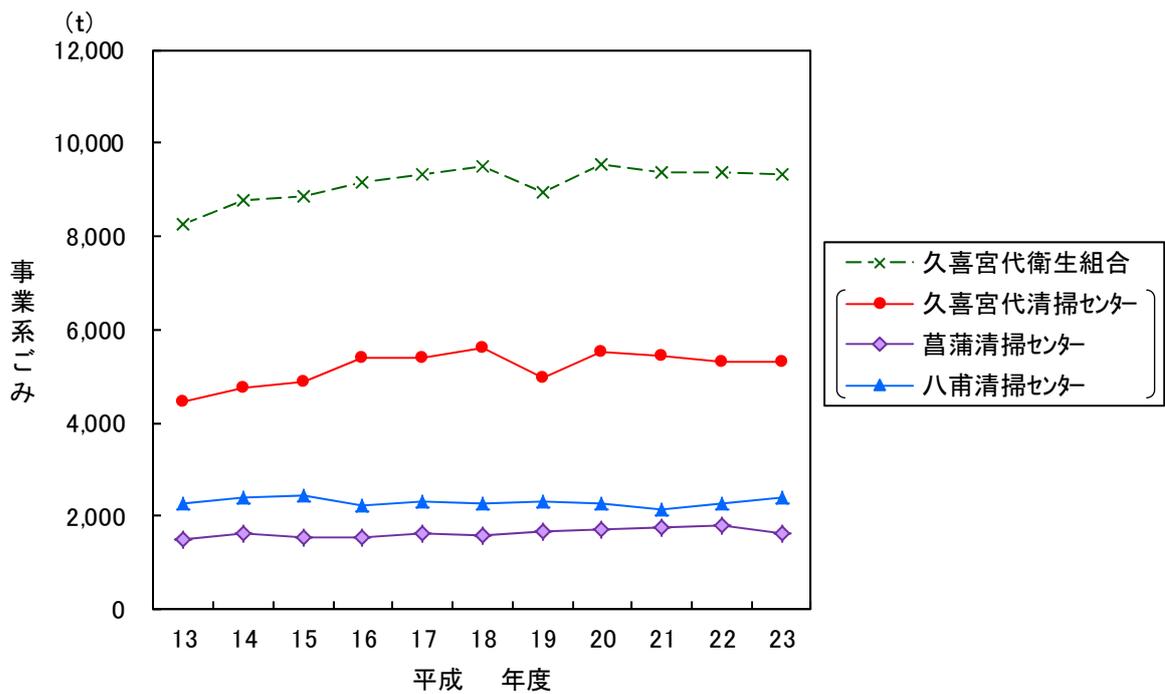
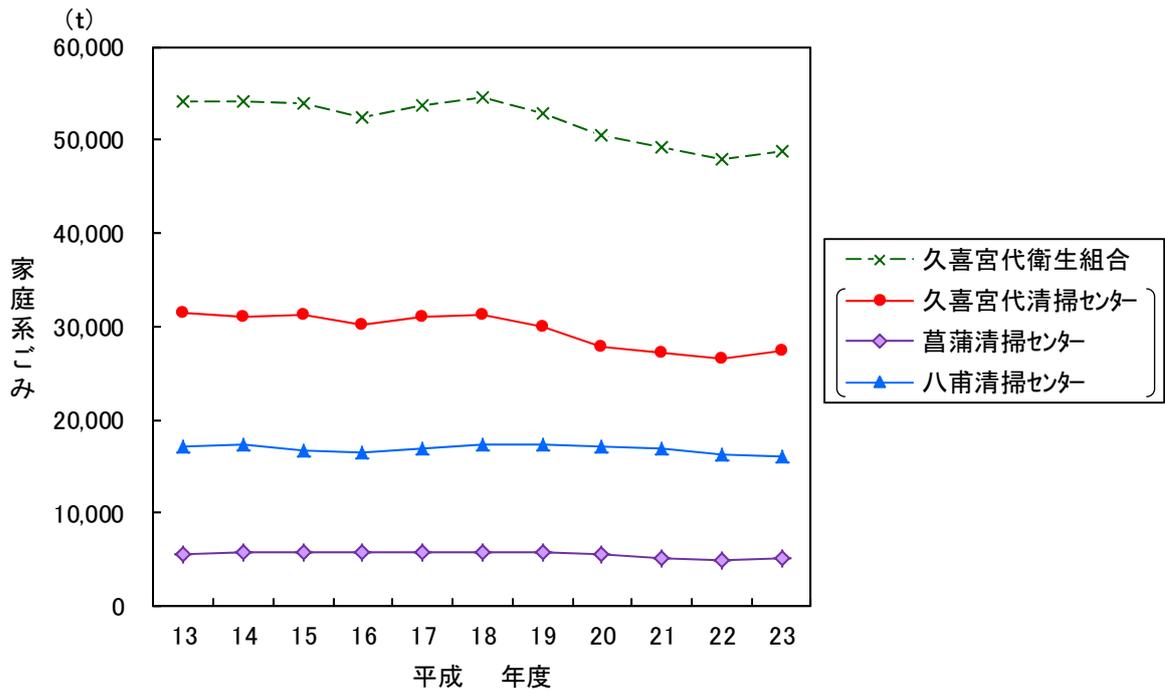


図 2-1-3 家庭系ごみ、事業系ごみ排出量の推移

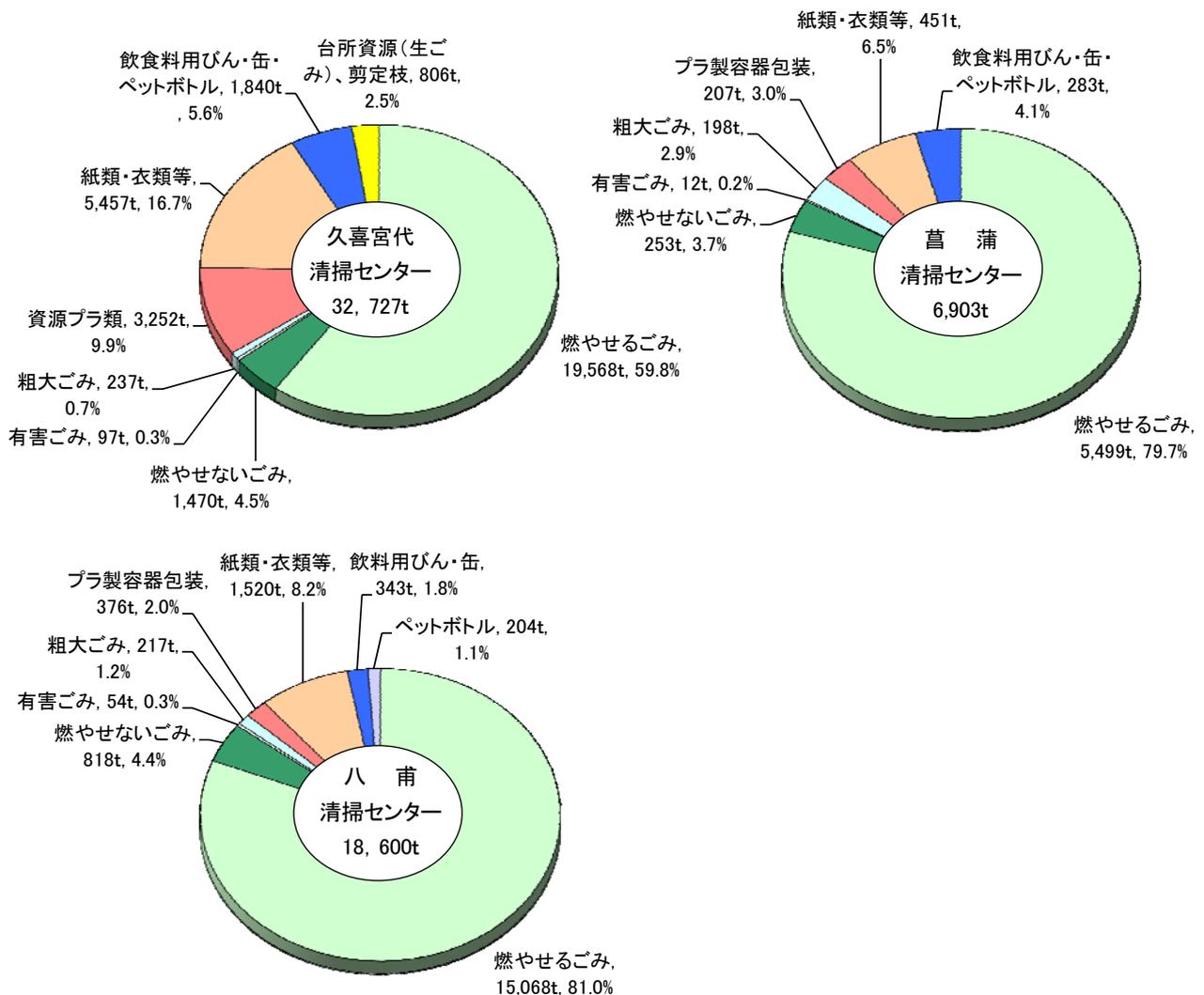
2. 資源化・減量化に関する課題

(1) ごみ分別の徹底

ごみの資源化・減量化の他、処理時の安全確保と処理施設の事故防止のためにも、ごみ分別の徹底が必要です。特に資源物については、分別徹底により異物の混入を防ぎ、資源としての品質向上を図る必要があります。

また、資源プラスチック類（プラスチック製容器包装）や細かいざつがみなどは、他の資源物と比べて十分に分別されていない可能性があるため、資源物の分別排出に向けた意識啓発やごみ出し指導等が必要です。

特に、八甫清掃センターでは、「布・衣類」と「プラスチック製容器包装」は、従来は燃やせるごみとして収集していましたが、平成 23 年 10 月から資源物として分別・収集を開始したことから、引き続き分別徹底に向けた意識啓発・情報提供などが必要です。



注. 四捨五入の関係上、合計値が 100.0%にならない場合があります。

図 2-2-1 ごみ排出量の内訳 (平成 23 年度実績)

(2) 紙類の分別徹底

近年、資源物として指定された紙類・衣類等の収集量が減少傾向にあります。

一方で、燃やせるごみの組成調査の結果では、家庭系ごみの燃やせるごみに「資源古紙」がかなり混入しているケースがあります。

このため、「資源古紙」の排出実態の把握と分別徹底に向けた呼びかけが必要です。

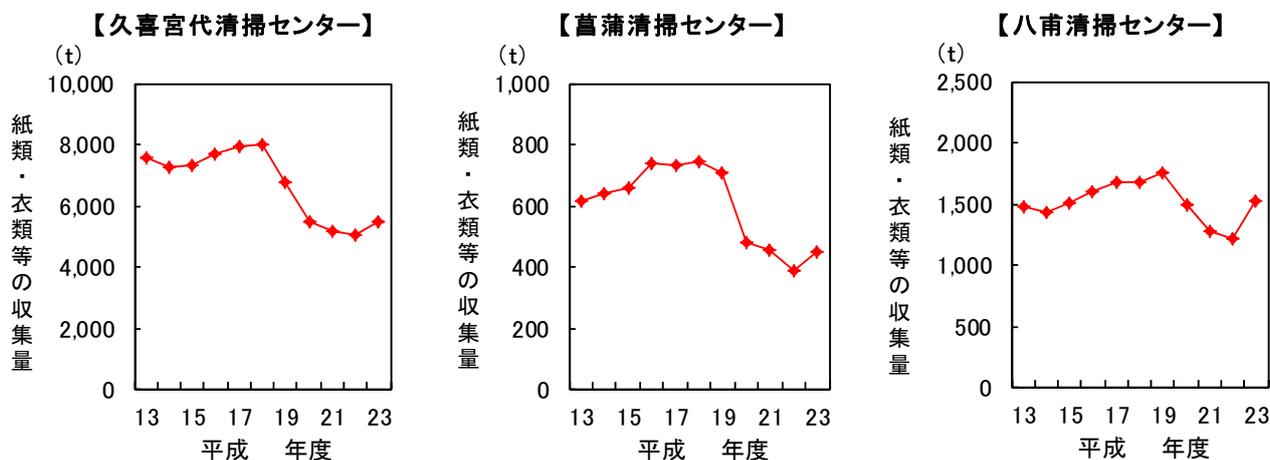
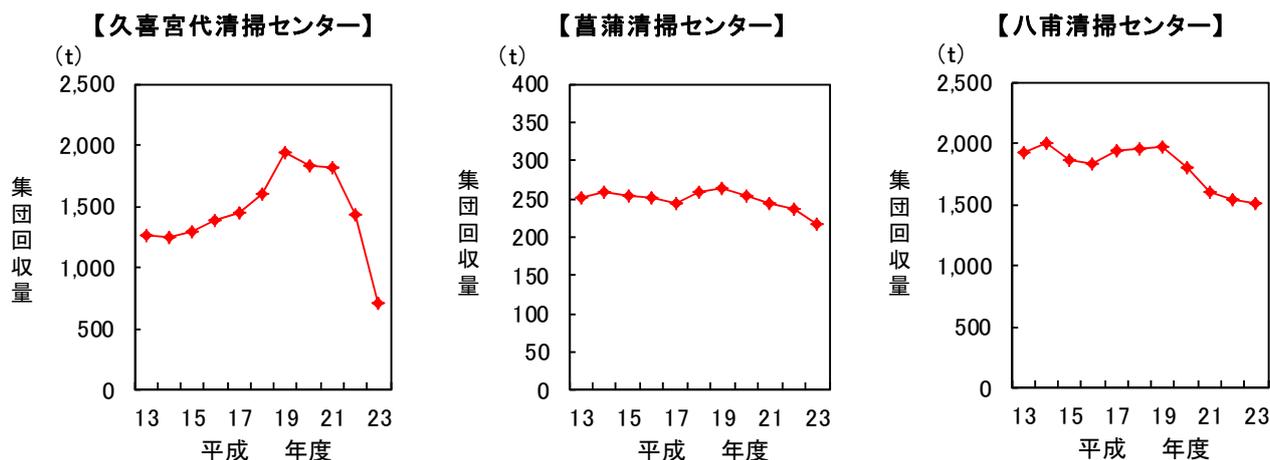


図 2-2-2 紙類・衣類の収集量の推移

(3) 集団回収のあり方の検討

近年、集団回収量は減少傾向にあります。

ごみ処理に要するコストの削減や高品質な資源の回収、また、報償金との費用対効果などを踏まえて、行政による公共回収と集団回収のあり方について検討が必要です。



注. 集団回収量の内訳

- ・平成 21 年度まで：紙類・衣類、びん、缶
- ・平成 22 年度以降：紙類・衣類

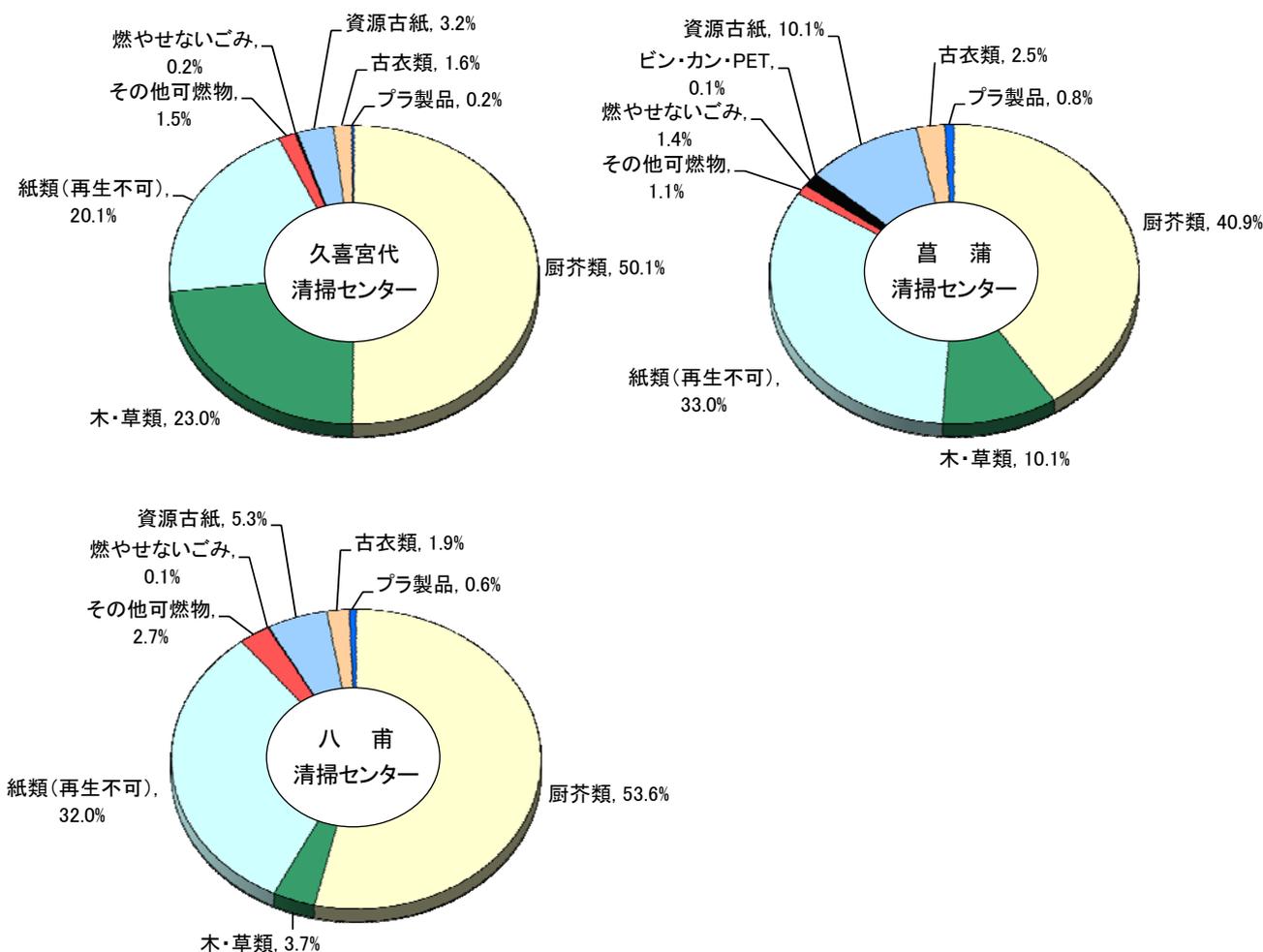
図 2-2-3 集団回収量の推移

(4) 生ごみの減量

平成24年度現在、久喜宮代清掃センターでは、HDMシステムによる生ごみ減容化及び堆肥化処理により、生ごみ堆肥化推進地区の一般家庭から排出される生ごみを減容化・資源化しています。

なお、生ごみ堆肥化推進地区は久喜宮代清掃センターの一部の地区であり、他の清掃センターでは生ごみの減容化・資源化は実施していないため、いずれの清掃センターでも家庭系ごみの燃やせるごみの中で「厨芥類」(生ごみ)は高い比率を占めています。

焼却施設への負担軽減に向けた焼却処理量及び最終処分量の削減のためにも、自家処理の推進や水切り徹底などにより一層の生ごみの減量化を図る必要があります。



注. 四捨五入の関係上、合計値が100.0%にならない場合があります。

図 2-2-4 燃やせるごみの組成調査 (平成23年度実績)

(5) 剪定枝の資源化に向けた検討

平成24年度現在、久喜宮代清掃センターでは、剪定枝資源化設備により一般家庭などから持ち込みされる剪定枝を資源化しています。

近年、剪定枝の搬入量の減少に伴い、資源化量も減少傾向で推移しているため、収集・運搬方法も含めた資源化に向けた検討が必要です。

3. ごみの収集・運搬に関する課題

(1) ごみ集積所の適正管理

集積所における不適正なごみ出し（未分別でのごみ出し、指定された出し方を守らないごみ出し、地区住民以外からの投げ込みなど）や資源物の持ち去り（特に古紙類）が発生しており、集積所の管理のあり方について検討する必要があります。

(2) 安全なごみ収集の継続

収集作業中の引火・爆発等の事故を防ぎ、安全なごみ収集を継続するため、有害ごみ（蛍光管、水銀体温計、乾電池、スプレー缶、ライター）の分別徹底について意識啓発・指導等を継続する必要があります。

(3) 事業系ごみの適正な収集・運搬

事業者への事業系ごみの適正な排出方法の周知と併せて、収集運搬業者への事業系ごみの取扱いの周知を引き続き徹底する必要があります。

また、事業系ごみの処理手数料については、負担の公平化の観点も踏まえて定期的に検討を行い、ごみの排出者に適正・公平な負担となるよう配慮する必要があります。

(4) 人口減少・超高齢社会への対応

組合管内では、人口減少、急速な高齢化、要介護者の増加などが予測され、作業効率の高いごみの収集体制の構築が必要です。

本組合では平成14年4月から、高齢者などで資源物やごみを集積所に出すことが難しい方を対象に「戸別収集（ふれあい収集）」を実施しています。平成22年現在、組合管内では1人世帯（単独世帯）の約30%が高齢者であり、2人世帯の過半数は2人のうち1人が高齢者、または2人とも高齢者です。このため、超高齢社会への対応に向けて全戸を対象とした戸別収集の実施など、ごみ収集のあり方について検討が必要です。

この他、高齢化に伴い、在宅医療廃棄物や使用済み紙おむつの排出量の増加が予測されるため、構成市町や医療機関、収集運搬業者との連携・協力の下、将来における医療廃棄物や使用済み紙おむつの収集のあり方についても検討する必要があります。

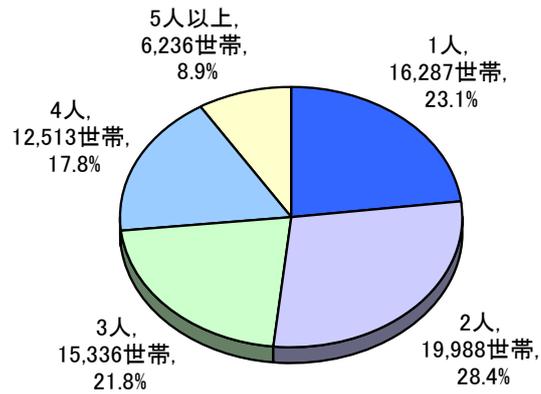


図 2-3-1 世帯人員別世帯数（組管内：平成 22 年国勢調査）

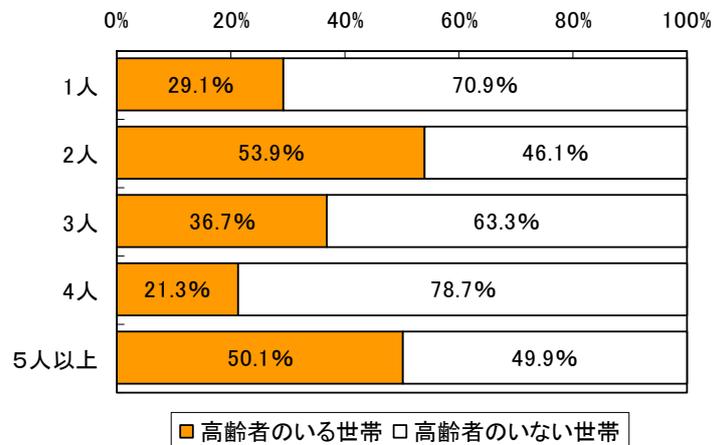


図 2-3-2 高齢者(65歳以上)のいる世帯の比率（組管内：平成 22 年国勢調査）

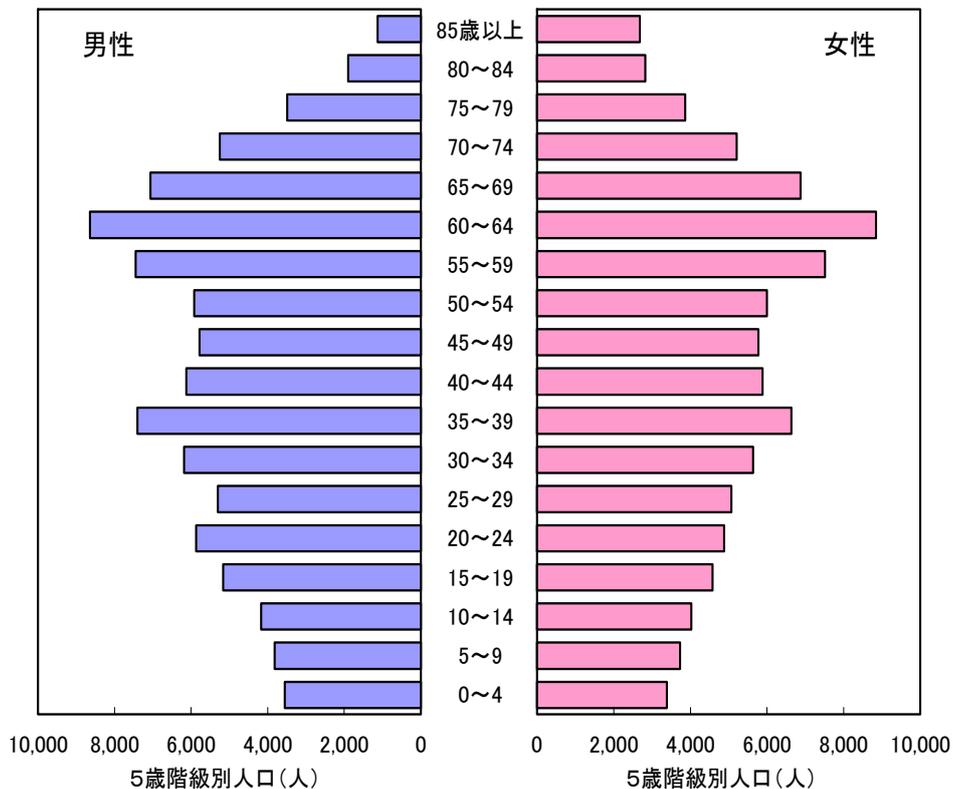
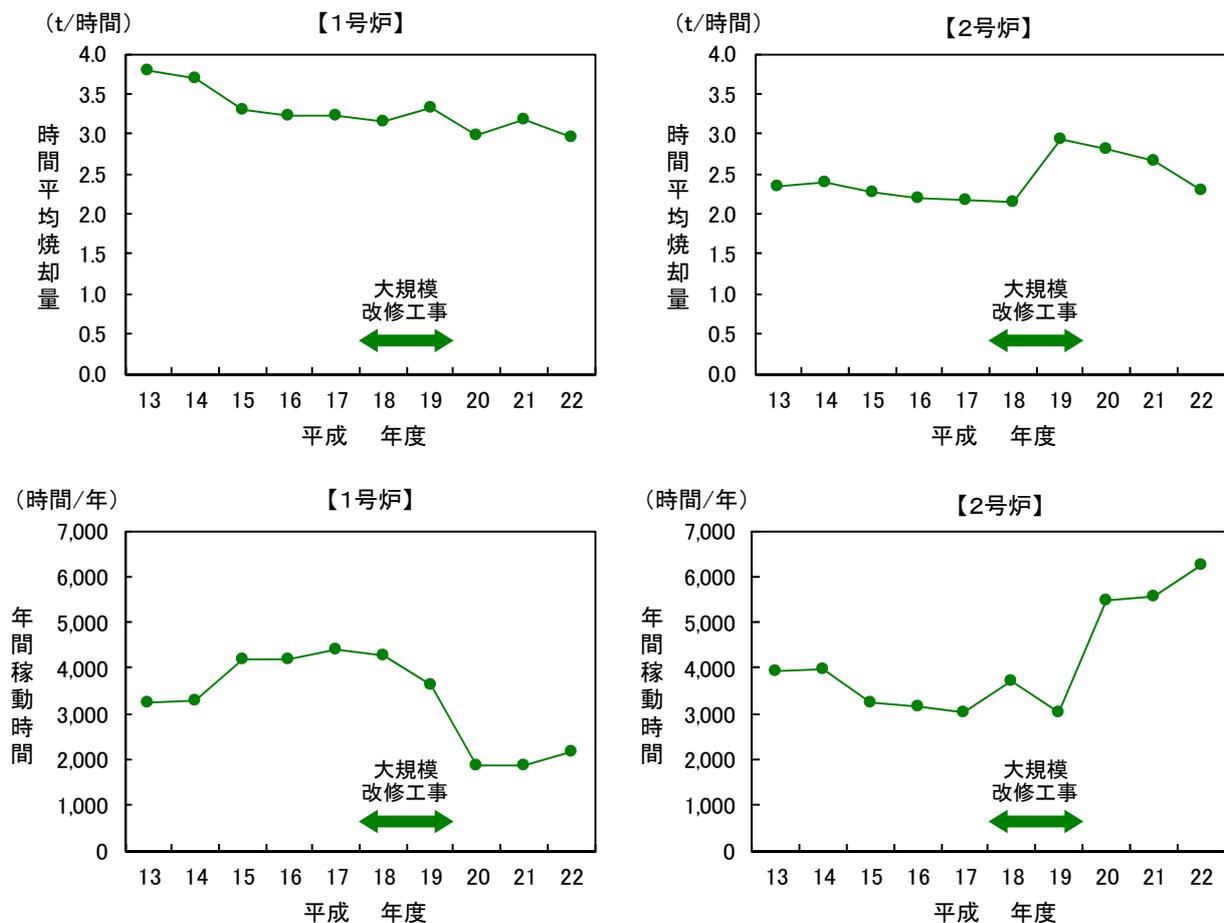


図 2-3-3 5歳階級別人口（組管内：平成 22 年国勢調査）

4. ごみの処理・処分に関する課題

(1) 焼却処理

久喜宮代清掃センターごみ焼却施設では、大規模改修工事实施後も時間平均焼却量は減少傾向を示しています。このため、年間稼働時間を増加させることで、ごみの焼却を行っています。本施設では稼働後 30 年以上が経過し、設備の老朽化が目立つため、現行施設への負担軽減に向けた焼却処理量の削減と併せて、施設の更新について検討する必要があります。なお、新たな施設整備に際しては、ごみの減量化が進むことを考慮して、適正な規模での効率的な施設運営のあり方について検討が必要です。



- 注 1. 平成 18～19 年度に大規模改修工事を実施。
 2. 大規模改修後、1 号炉は 2 号炉の予備炉として稼働。

図 2-4-1 久喜宮代清掃センターごみ焼却施設の運転状況

菖蒲清掃センターごみ焼却施設では、竣工から 20 年以上経過していることなどを考慮して、施設への負担軽減に向けて、ごみの減量による焼却処理量の削減を進める必要があります。

八甫清掃センターごみ焼却施設でのごみ処理は、施設整備時の計画値と比べてかなり余裕のある状況ですが、稼働後 24 年を経過し老朽化しつつあります。このため、基幹的設備の改良など、施設の長寿命化を検討する必要があります。

なお、本組合では 3 か所の清掃センターによる処理体制となっていますが、ごみ処理の合理化及び効率化を図るため、施設の統廃合についても検討する必要があります。

(2) 最終処分

本組合の最終処分率についてみると、久喜宮代清掃センターと八甫清掃センターでは、全国・埼玉県と比べて低い水準にあります。しかし、本組合は最終処分場を保有しておらず、管外の最終処分場で埋立処分をしている現状であり、今後も一層の最終処分量の削減と、最終処分場の確保に努める必要があります。

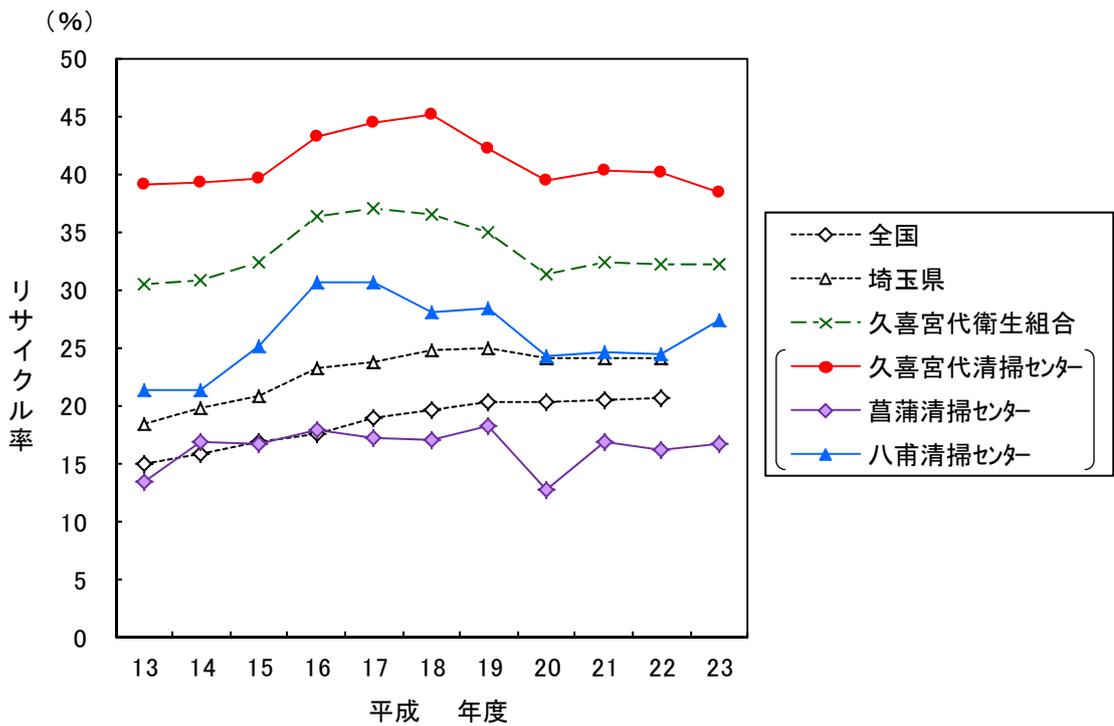
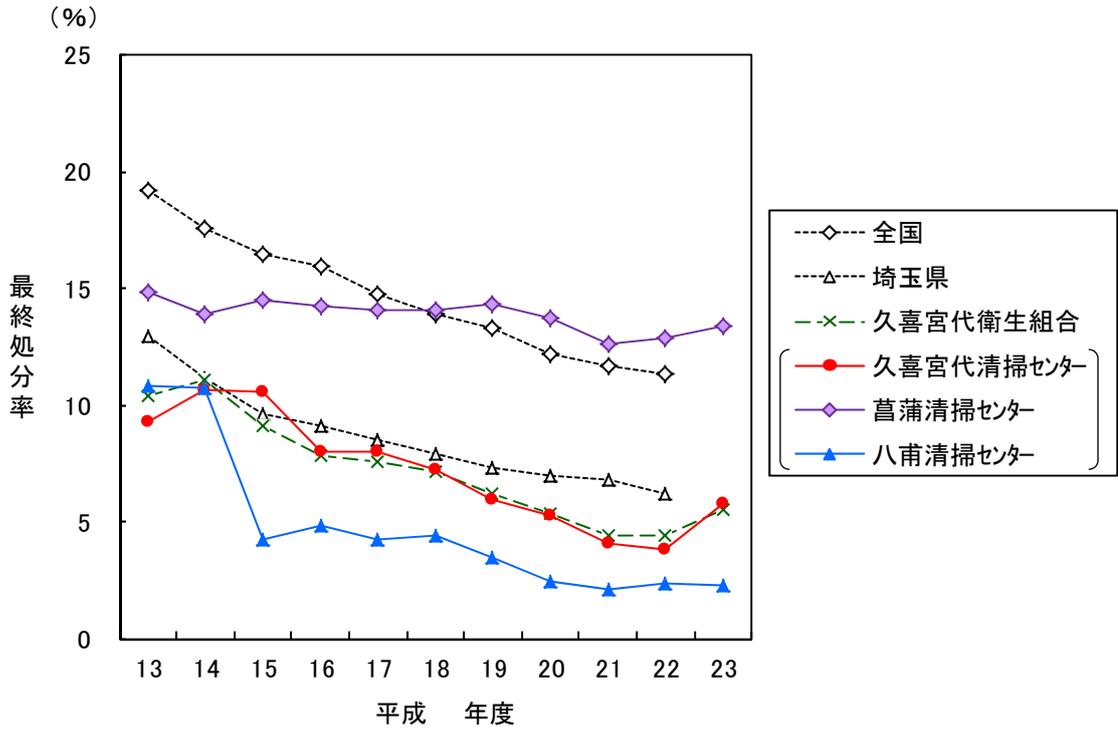
また、最終処分の受入先については、2 事業者以上を確保することでリスクを分散させる必要があります。

(3) 資源化

本組合のリサイクル率についてみると、久喜宮代清掃センターは埼玉県・全国と比べて高い水準にあります。また、八甫清掃センターでは、埼玉県とほぼ同じ水準であり、全国よりも高い水準にあります。菖蒲清掃センターでは、埼玉県・全国よりもやや低い水準にあります。循環型社会の形成のためにも、今後も資源物の分別徹底による資源化の推進に一層努める必要があります。

また、平成 23 年度では、久喜宮代清掃センターでは焼却残渣の約 60%、八甫清掃センターでは焼却残渣の全量がセメント原料等として資源化していますが、さらに焼却残渣の有効活用を推進するため、他の資源化方法についても検討する必要があります。

この他、燃やせるごみのうち、生ごみや剪定枝などのバイオマス資源の更なる有効利用方法を検討する必要もあります。



注. 全国と埼玉県は、平成 22 年度が最新の実績値です。

資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

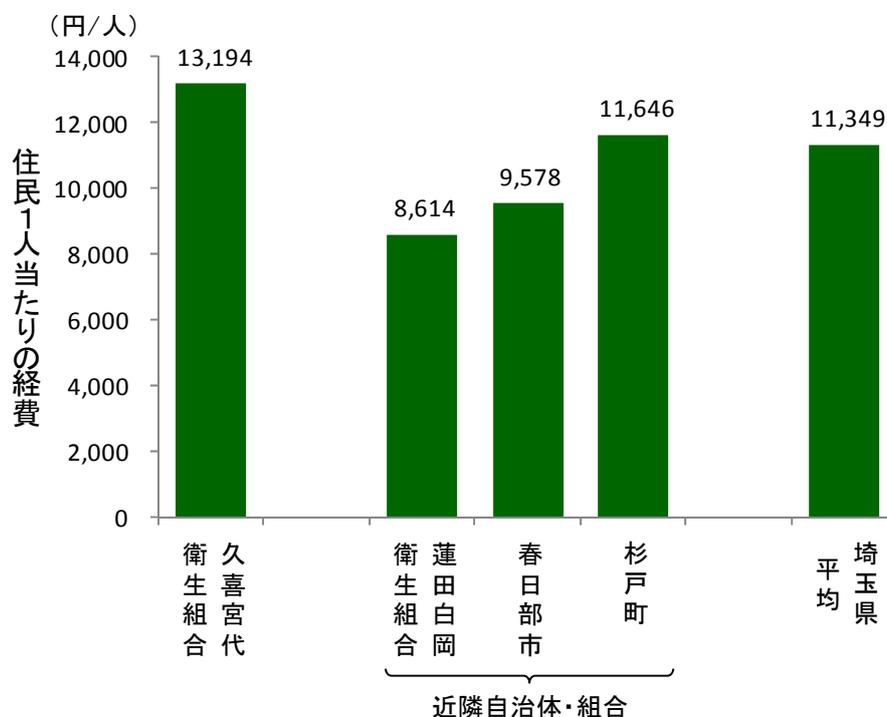
図 2-4-2 最終処分率・リサイクル率の推移

(4) ごみ処理経費の削減

平成 22 年度における人口 1 人あたりのごみ処理経費(人口 1 人あたりの処理及び維持管理経費)をみると、本組合は 13,194 円を要しましたが、これは近隣自治体・組合や県平均の 11,349 円と比較しても高い経費となっています。

また、ごみ総排出量は減少傾向で推移していますが、ごみ 1 t 当たりの経費(ごみ総排出量 1 t 当たりの処理及び維持管理費)についても、平成 22 年度の県平均の 33,487 円に対して本組合は 40,885 円となっており、近隣自治体・組合と比較しても高い経費となっています。

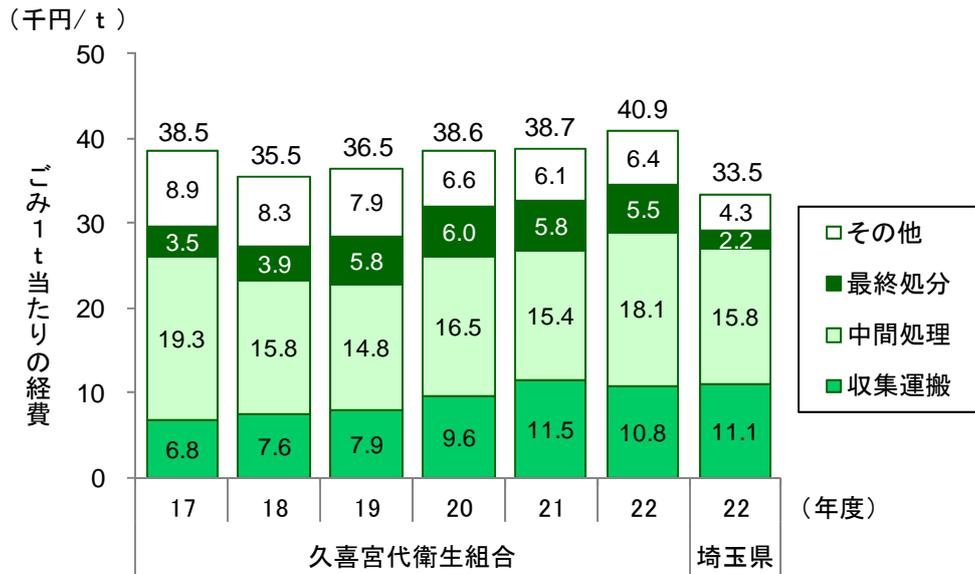
このため、処理経費の削減に向けてごみ排出抑制の一層の推進に努めるとともに、合理化及び効率化を図るため、施設の統廃合を含めたごみの処理・処分のあり方について検討する必要があります。特に、計画的な施設整備や施設運転の委託等についての検討が必要です。



注 1. 住民 1 人当たりの経費 = 処理及び維持管理経費 ÷ 人口

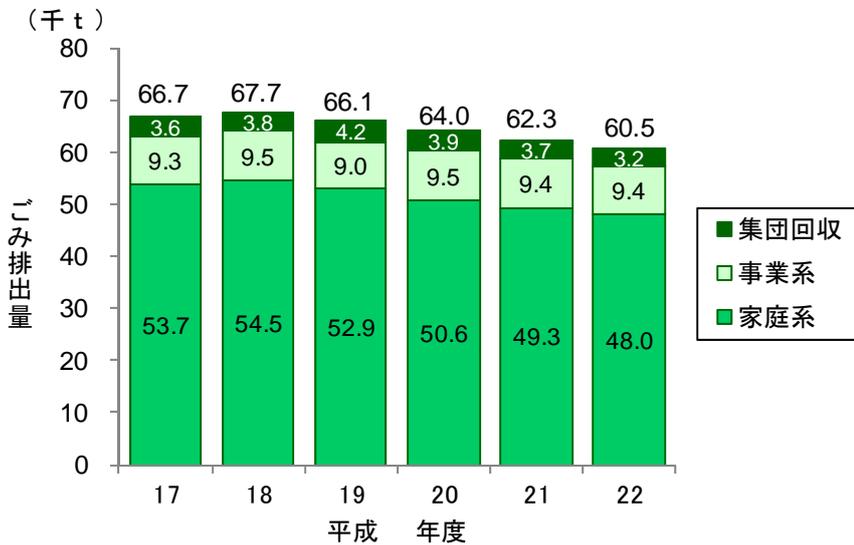
2. 処理及び維持管理経費：人件費、収集運搬費、中間処理費、最終処分費、車両購入費等
資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

図 2-4-3 住民 1 人当たりの経費（平成 22 年度）



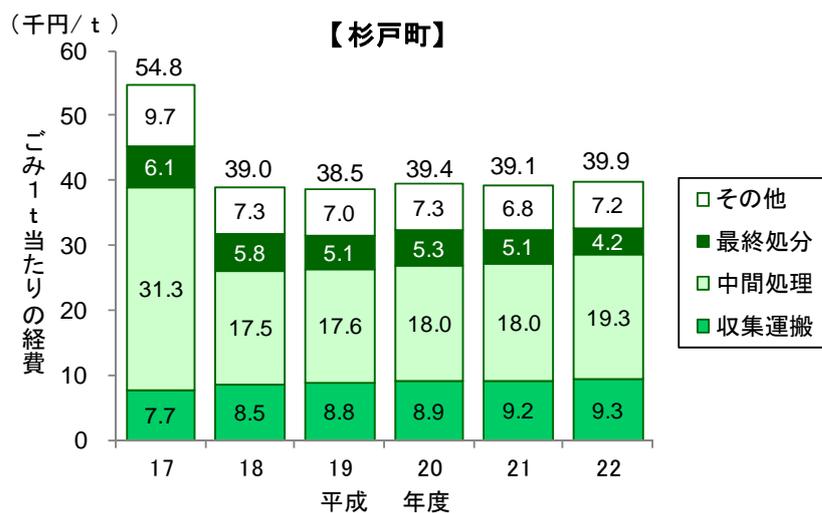
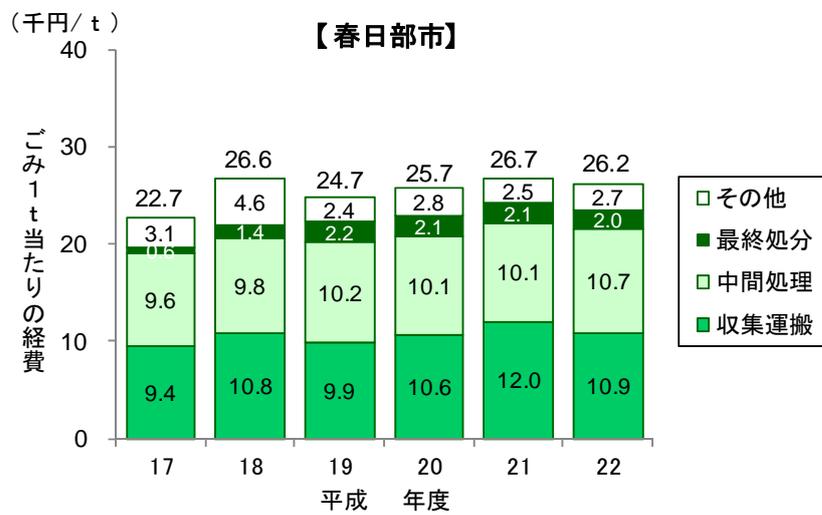
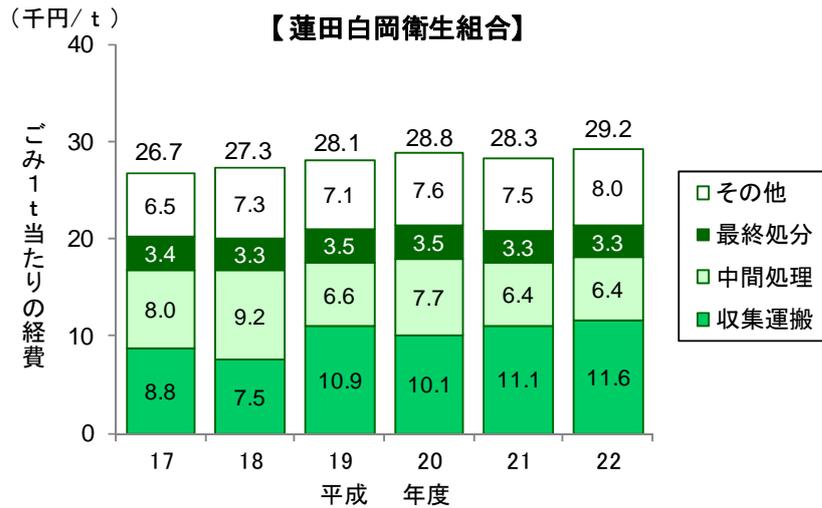
- 注1. ごみ1 t当たりの経費＝処理及び維持管理経費÷ごみ総排出量
 2. 処理及び維持管理経費：収集運搬費＋中間処理費＋最終処分費＋その他
 (人件費、車両購入費等)
 3. ごみ総排出量：家庭系ごみ＋事業系ごみ＋集団回収量
 資料：一般廃棄物処理実態調査(環境省)

図 2-4-4 ごみ1 tあたりの経費の推移



- 注. ごみ総排出量：家庭系ごみ＋事業系ごみ＋集団回収量
 資料：一般廃棄物処理実態調査(環境省)

図 2-4-5 ごみ総排出量の推移



注1. ごみ1 t当たりの経費＝処理及び維持管理経費÷ごみ総排出量
 2. 処理及び維持管理経費：収集運搬費＋中間処理費＋最終処分費＋その他
 (人件費、車両購入費等)
 3. ごみ総排出量：家庭系ごみ＋事業系ごみ＋集団回収量
 資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

図2-4-6 ごみ1 t当たりの経費の推移（近隣自治体・組合）

第3章 ごみ処理量の予測

1. 将来人口の設定

平成25年以降の久喜市及び宮代町の将来人口は、各市町が設定した推計人口を基本として設定しました。

表 3-1-1 久喜市・宮代町の将来人口

単位:人

地 域	平成 年				
	22	23	29	34	39
久喜宮代衛生組合	190,447	189,814	186,072	180,523	172,707
久喜市	157,007	156,562	153,924	149,783	143,808
久喜地区	71,514	70,852	69,376	67,510	64,816
菖蒲地区	20,907	20,751	20,322	19,775	18,986
栗橋地区	27,541	27,388	26,909	26,185	25,141
鷲宮地区	37,045	37,571	37,317	36,313	34,865
宮代町	33,440	33,252	32,148	30,740	28,899

- 注1. 網掛けは実績値を示します。
2. 実績値は各年4月1日現在、推計値は各年1月1日時点の人口を示します。
3. 久喜市の推計人口は平成34年度、宮代町の推計人口は平成35年度まで示されており、それ以降の将来人口は、それまでの推移状況より設定しました。

2. ごみ処理量の予測

ごみ処理量の予測に関する特記事項を以下に示します。

1. 将来予測は「現状推移時」を基本として、平成25～39年度までの15年間のごみ排出量、処理・処分量を算出しました。
2. 将来のごみ排出量、処理・処分量は、過年度の推移状況や直近年次の実績値より推計しました。
3. 将来予測は清掃センター別に行い、合算することで組合全体での予測値としました。

3. ごみ処理量の予測結果

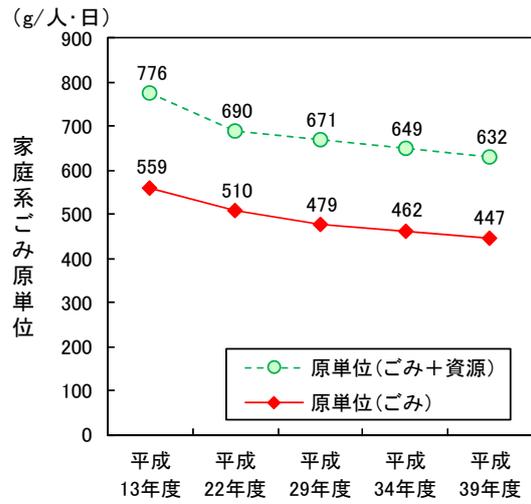
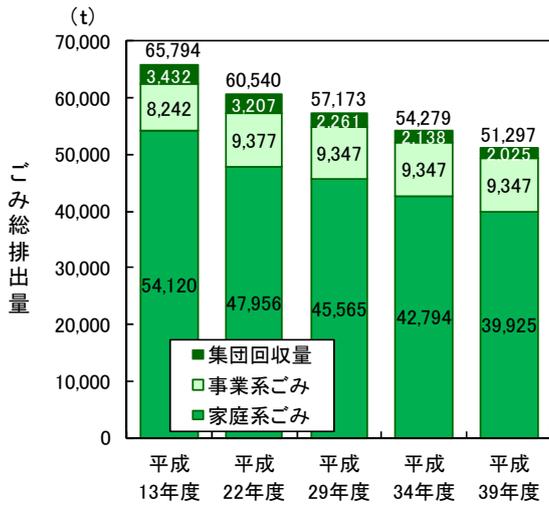
現状推移時のごみ排出量、処理・処分量の予測結果を以下に示します。

表 3-3-1 ごみ排出量、処理・処分量の予測結果 [現状推移時]

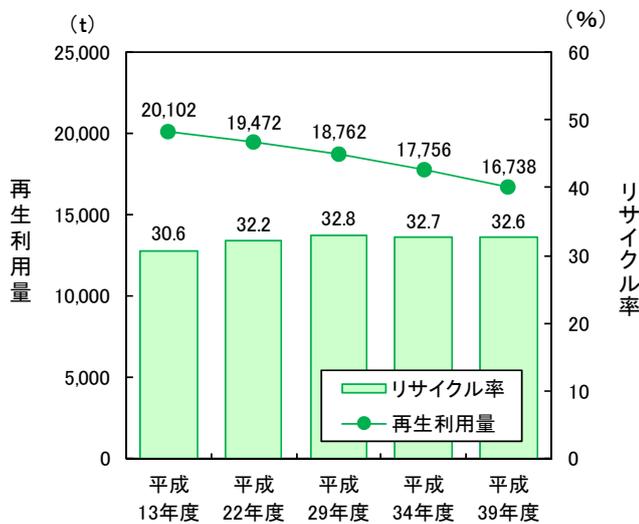
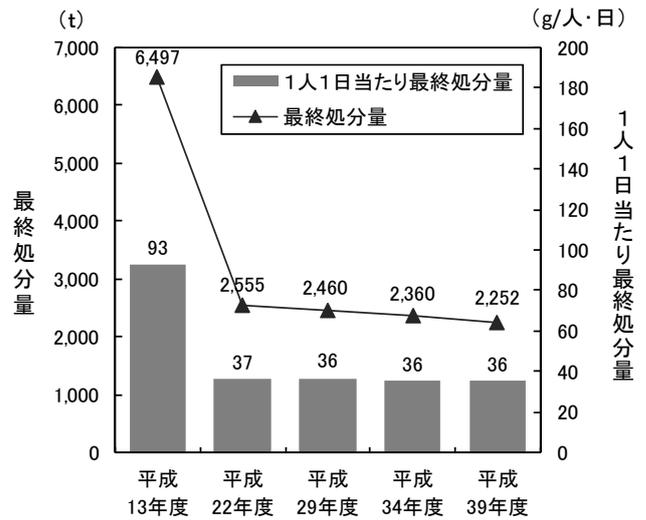
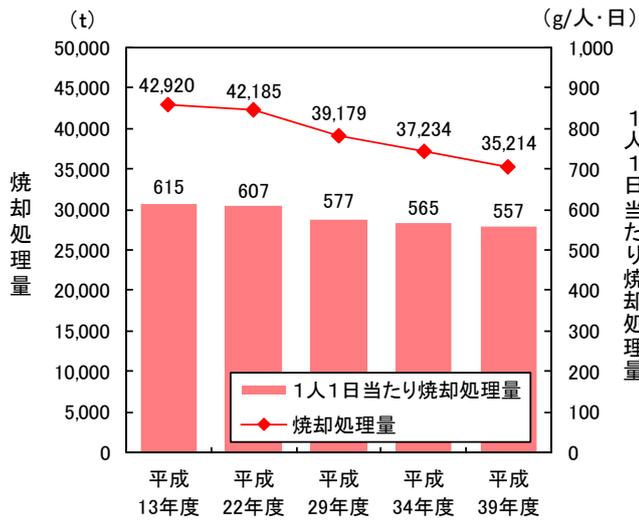
項 目	単位	平成 年度					
		13	22	29	34	39	
人口	人	191,159	190,447	186,072	180,523	172,707	
久喜市	人	156,512	157,007	153,924	149,783	143,808	
宮代町	人	34,647	33,440	32,148	30,740	28,899	
年間日数	日	365	365	365	365	366	
ごみ総排出量	t/年	65,794	60,540	57,173	54,279	51,297	
計画処理量	t/年	62,362	57,333	54,912	52,141	49,272	
家庭系							
家庭系合計	t/年	54,120	47,956	45,565	42,794	39,925	
ごみ合計	t/年	38,998	35,431	32,501	30,425	28,267	
資源合計	t/年	15,122	12,525	13,064	12,370	11,658	
事業系							
事業系合計	t/年	8,242	9,377	9,347	9,347	9,347	
ごみ合計	t/年	7,352	8,477	8,486	8,534	8,585	
資源合計	t/年	890	900	861	812	762	
集団回収量	t/年	3,432	3,207	2,261	2,138	2,025	
家庭系ごみ原単位(ごみ+資源)	g/人・日	776	690	671	649	632	
家庭系ごみ原単位(ごみ)	g/人・日	559	510	479	462	447	
家庭系ごみ原単位(資源)	g/人・日	217	180	192	188	184	
ごみ総排出量原単位	g/人・日	943	871	842	824	812	
ごみ処理・処分量	焼却処理量	t/年	42,920	42,185	39,179	37,234	35,214
	1人1日当たり焼却処理量	g/人・日	615	607	577	565	557
	焼却処理率	%	68.8%	73.6%	71.3%	71.4%	71.5%
	剪定枝資源化	t/年	180	100	96	90	85
	生ごみ減容化及び堆肥化	t/年	0	715	684	645	606
	最終処分量	t/年	6,497	2,555	2,460	2,360	2,252
	1人1日当たり最終処分量	g/人・日	93	37	36	36	36
	最終処分率	%	10.4%	4.5%	4.5%	4.5%	4.6%
	再生利用量	t/年	20,102	19,472	18,762	17,756	16,738
	直接資源化量	t/年	12,776	10,910	11,486	10,874	10,246
	中間処理後再生利用量	t/年	3,894	5,355	5,015	4,743	4,466
	集団回収量	t/年	3,432	3,207	2,261	2,138	2,025
	再生利用率(リサイクル率)	%	30.6%	32.2%	32.8%	32.7%	32.6%

- 注 1. 薄緑色の網掛けは実績値を示します。
 2. 小数第一位を四捨五入しているため、各項目の和と合計欄の値が一致しない場合があります。
 3. 焼却処理率＝焼却処理量÷計画処理量
 4. 1人1日当たり焼却量＝焼却処理量÷人口÷年間日数
 5. 最終処分率＝最終処分量÷計画処理量
 6. 1人1日当たりの最終処分量＝最終処分量÷人口÷年間日数
 7. 再生利用率(リサイクル率)＝再生利用量÷ごみ総排出量

(1) ごみ排出量の予測結果



(2) 処理・処分量の予測結果



第4章 ごみ処理基本計画

1. 基本理念

現在、私たちが直面しているごみに関する問題は、大量生産、大量消費、大量廃棄というこれまでのライフスタイルやビジネススタイルに起因しているものです。

また、近年、中国をはじめとする新興国の経済発展に伴い、世界的な資源の需要が増加していることや、近い将来における天然資源の枯渇の可能性などを考慮すると、限りある資源を有効に活用する「持続可能な社会」に速やかに移行することが求められています。

持続可能な社会を実現するためには、利便性や効率性のみを追求する従来のライフスタイルやビジネススタイルの見直しと、一人ひとりの価値観の転換により環境負荷の低減に努め、「循環型社会」を形成していく必要があります。

循環型社会の形成に向けて、国は循環型社会形成推進基本法の制定をはじめ、廃棄物処理法の改正や容器包装リサイクル法、家電リサイクル法などの各種リサイクル法の整備を行ってきました。また、環境負荷の少ない製品やリサイクル製品を積極的に活用するグリーン購入法も制定されました。循環型社会形成推進基本法では、廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用、適正な処分が確保されることにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を実現することとしています。

また、埼玉県は平成22年度に「第7次埼玉県廃棄物処理基本計画」を策定し、県の廃棄物行政の上位計画として基本的な方向、将来目標を示し、循環型社会を実現していくために必要な各種の施策を定めました。

現在、本組合及び構成市町を取り巻く社会経済情勢をみると、組合管内における人口の減少と高齢化の進行、高齢者のみの世帯の増加など、大きな社会的変化が生じつつあります。このような状況の中、ごみについても、1人1日当たりのごみ排出量の減少や資源物の重量ベースでの回収量の減少などのこれまでとは異なるトレンドが見られるほか、地球温暖化対策やエネルギー問題といった新たな課題への対応も求められています。

これらを受けて、本組合は、ごみ処理基本計画の基本理念を以下のとおり定め、住民、事業者、行政が一体となって、ごみをなるべく出さないライフスタイル（排出抑制）を進めながら、ごみの減量化・資源化の取り組みを推進し、地域における循環型社会の形成と環境への負荷の少ない適正なごみ処理事業を目指します。

《計画の基本理念》

**げんりょう（減量・原料）化の取り組みの展開による
環境負荷の少ない適正なごみ処理行政の推進**

2. 基本方針

本組合を構成する久喜市と宮代町では、総合振興計画や環境基本計画などでごみの減量化・資源化を重視しており、両市町から本組合に搬入されるごみの量は、近年減少傾向にあり、このことから、本組合ではごみの減量化等で一定の成果を収めてきました。今後もこの流れを大きく変えることなく、ごみの減量化・資源化及びごみの適正処理を引き続き推進していくことが必要です。

また、本組合が行っているごみ処理については、ごみ処理施設の改修工事を実施することなどにより、現在では周辺への汚染物質の放出などの問題は発生していません。

しかし、ごみの焼却処理に伴い、地球温暖化の原因物質である二酸化炭素などの温室効果ガスの排出やごみ焼却施設の老朽化などに伴う処理能力の低下が見られるため、施設への負担軽減のための施策の展開と併せて、環境に配慮したより効率的な処理体制の構築が必要です。

このため、本計画では基本方針を以下のとおり定め、計画の基本理念の実現に向けて取り組んでいきます。

《基本理念の実現を目指すための基本方針》

基本方針1. ごみの減量化と資源化の推進

- ・住民、事業者、行政の連携・協働により、ごみの減量を図ります。
- ・分別の徹底により、資源回収量の増加と資源の有効活用を図ります。
- ・生ごみは、資源化を含め全量を焼却しないこととします。
- ・循環資源の効率的な回収とリサイクルルートの確保を図ります。

基本方針2. 環境への負荷を抑えた適正なごみ処理事業の推進

- ・最終処分量の削減をごみ処理の第一の目標とします。
- ・ごみの減量と分別の徹底により、焼却処理量の削減を図ります。
- ・環境への負荷を抑え、安全・安心なごみ処理事業を実践します。

基本方針3. 計画的な施設整備の推進

- ・現行施設の老朽化が目立つため、施設の更新に向けて各種の検討を行います。
- ・環境への負荷の抑制と資源の効率的な回収に配慮した計画的な施設整備を推進します。

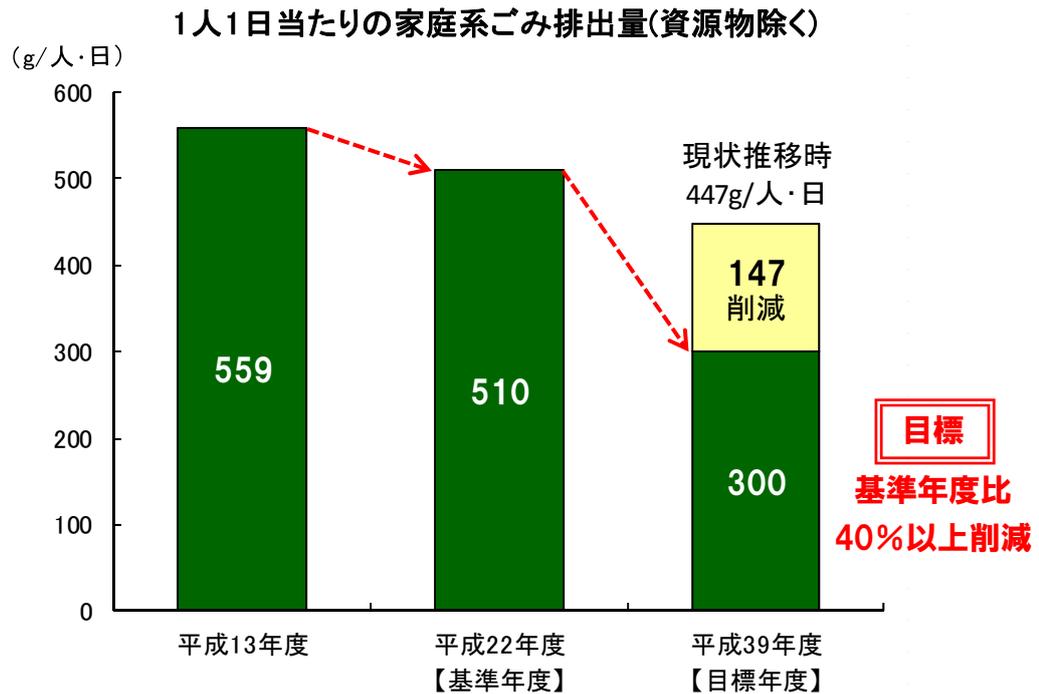
3. 将来目標

本計画の最終年度である平成 39 年度までの数値目標を平成 22 年度の値を基準値として定めます。

目標 1 ごみ減量化目標

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源物除く）を
平成 39 年度（2027 年度）までに、
平成 22 年度（2010 年度）の実績値に対して
40%以上削減します。

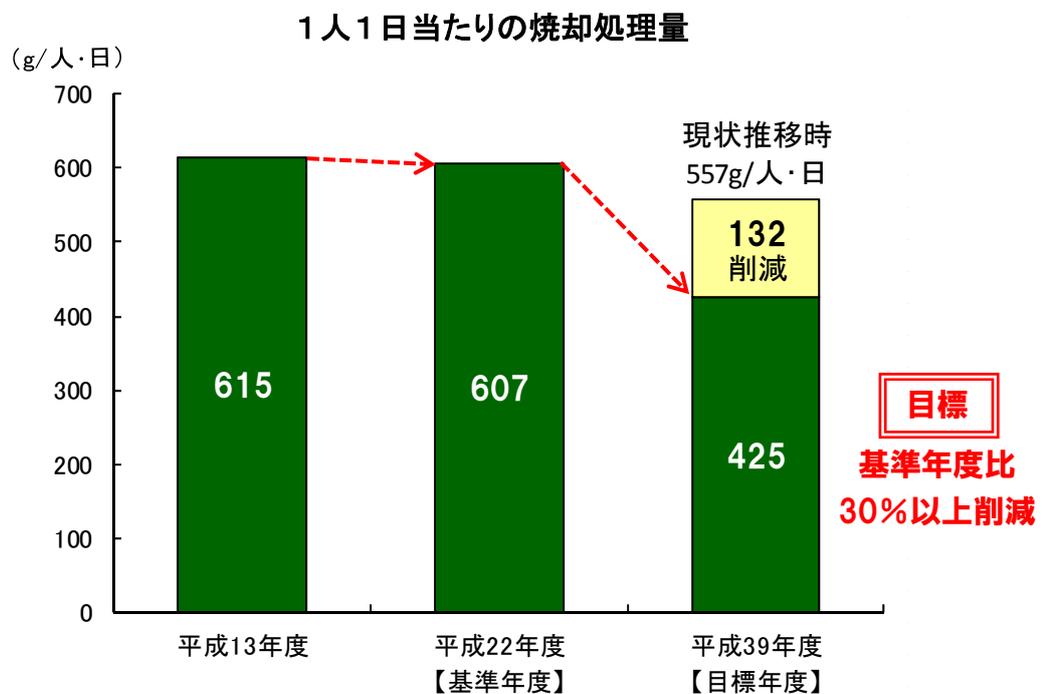
本組合で処理をしている廃棄物のうち、大半を占めている家庭系ごみについて、減量化・資源化を推進し、ごみとして排出される量（燃やせるごみ・燃やせないごみ・有害ごみ・粗大ごみ）を減らします。



目標2 環境への負荷を抑えたごみ処理目標

1人1日当たりの焼却処理量を
平成39年度（2027年度）までに、
平成22年度（2010年度）の実績値に対して
30%以上削減します。

地球温暖化の原因物質である二酸化炭素の排出を抑えるとともに、施設への負担軽減及び最終処分量の削減を図るため、家庭系及び事業系ごみの減量化・資源化を推進し、焼却処理量を減らします。



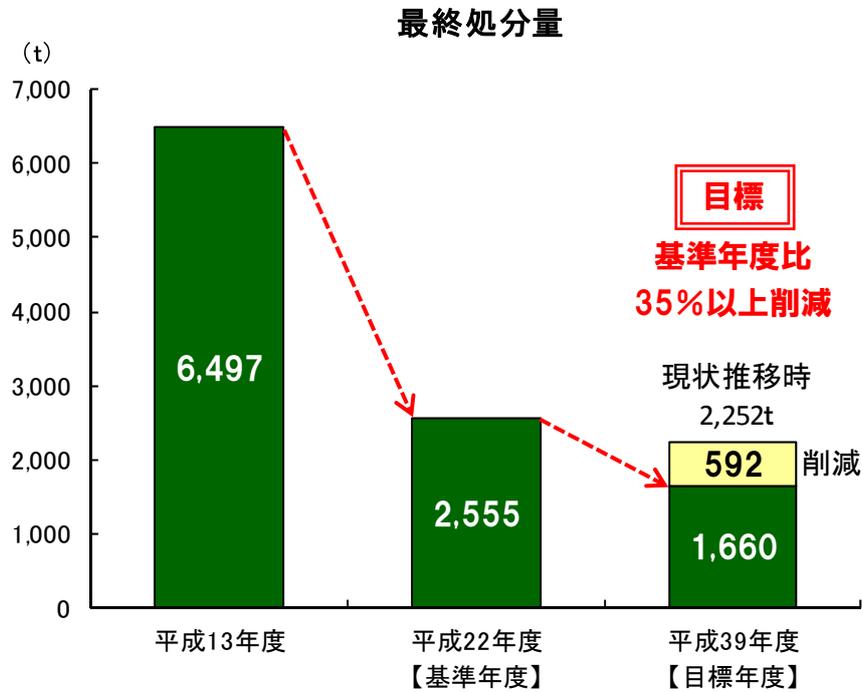
目標3 環境への負荷を抑えたごみ処理目標

最終処分量を

平成39年度（2027年度）までに、
平成22年度（2010年度）の実績値に対して

35%以上削減します。

家庭系及び事業系ごみの減量化・資源化を推進するとともに、焼却灰等の再生利用を推進し、最終処分量を削減します。

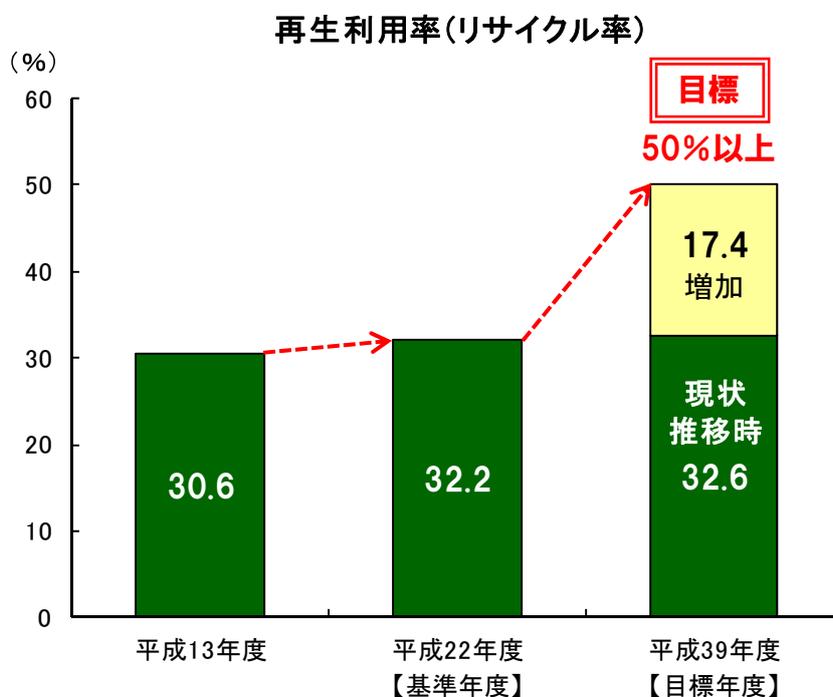


目標4 資源化目標

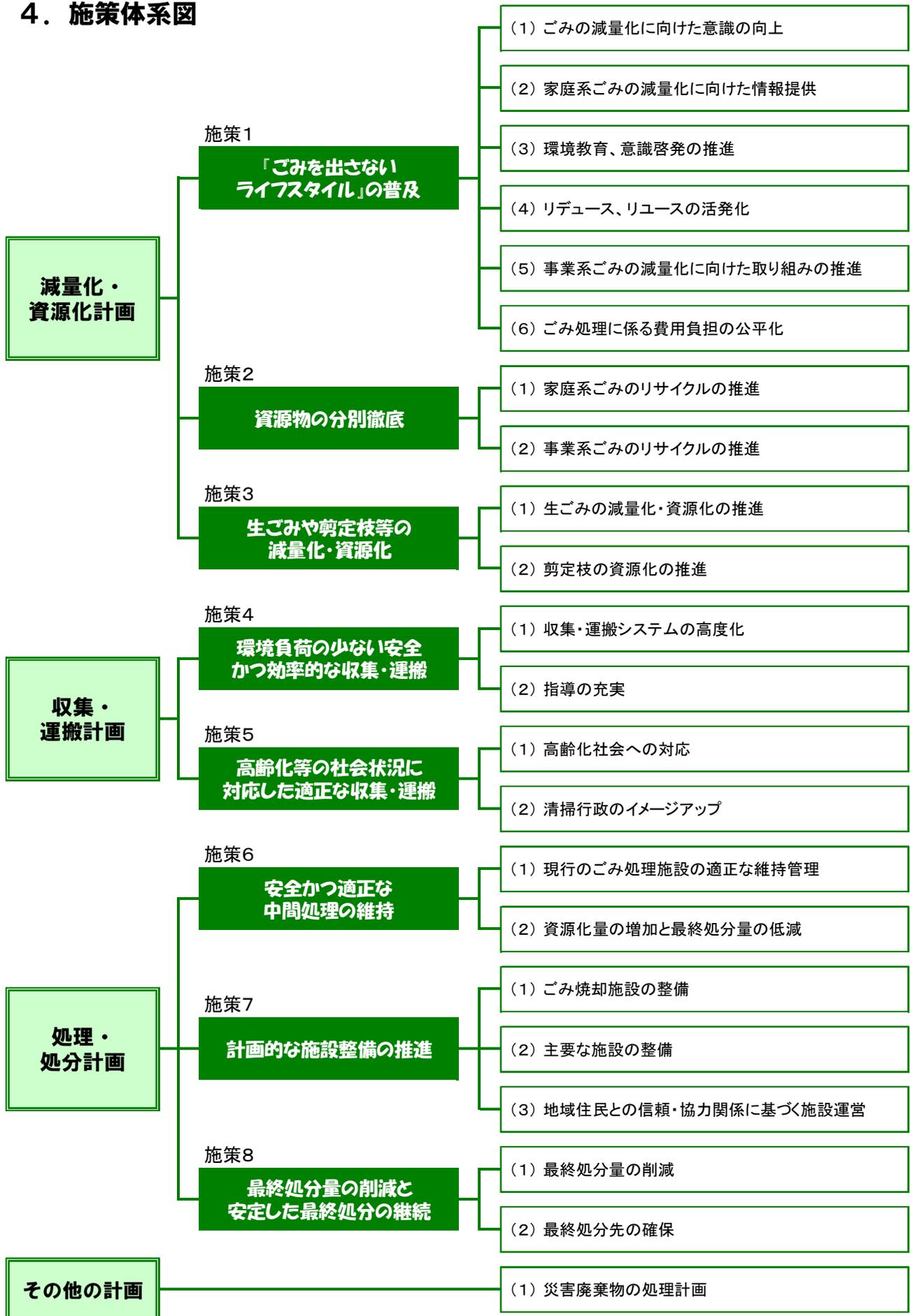
再生利用率（リサイクル率）を
平成39年度（2027年度）までに、
50%以上に引き上げます。

※再生利用率（リサイクル率）には集団回収量を含みます。

分別の徹底により資源物の増加と焼却灰等の再生利用を推進し、資源化の向上を図ります。



4. 施策体系図



5. ごみの減量化と資源化の推進のための施策

5-1. 減量化・資源化計画

近年、ごみ総排出量及び1人1日当たりのごみの量は減少傾向で推移していますが、ごみの更なる減量化・資源化を図るため、本計画では、以下の施策を展開します。

重点項目

施策1 「ごみを出さないライフスタイル」の普及

施策2 資源物の分別徹底

施策3 生ごみや剪定枝等の減量化・資源化

施策1 「ごみを出さないライフスタイル」の普及

(1) ごみの減量化に向けた意識の向上

住民に対して、ものを大切に作る、不要なものを買わない、買い物に際してマイバッグを持参してレジ袋や過剰包装を断る、食事に際して食べ残しをしないなど、環境に配慮した行動を実践するよう、意識の向上を図ります。

このため、従来の「3R」(リデュース、リユース、リサイクル)に加え、リフューズ、リペアという概念を加えた「5R」を定着させます。また、ごみの減量を推進するためリデュース、リユースのライフスタイルを目指します。

また、事業者に対して、簡易包装の推進、ごみになりにくい商品及びリサイクルしやすい商品の製造・販売、修理体制の整備やアフターケアの充実などを呼びかけます。

これまでは「**3R**」

- ① **リデュース (Reduce)**: 食べ残しをしない、分別徹底等によりごみを出さない
- ② **リユース (Reuse)**: 使えるものは何度も再使用
- ③ **リサイクル (Recycle)**: 使えなくなったものを原料として再生利用



これからは以下の2つを加えた「**5R**」

- ④ **リフューズ (Refuse)**: 過剰包装を断るなど、ごみとなるものを作らない
- ⑤ **リペア (Repair)**: 修理して物を長く使う

(2) 家庭系ごみの減量化に向けた情報提供

広報紙の発行やチラシの配布をはじめ、ホームページの活用などにより、ごみの分別徹底やリサイクルに向けた情報を積極的に提供します。情報提供に際しては、わかりやすいことを念頭におき、より効果的な内容となるよう努めます。

また、住民や事業者がごみの減量やリサイクルに関心を持つことができるよう、できるだけごみ処理の見える化を図り、情報提供のあり方を工夫します。

① ごみの分別区分や収集頻度などの統一化

平成23年10月から「布・衣類」と「プラスチック製容器包装」をすべての清掃センターで資源物として収集を開始したことにより、概ね分別区分は統一しましたが、一部の品目では出し方や収集頻度など取り扱いが異なるため、住民負担の公平化や将来における新規ごみ処理施設の整備等の観点からも、組合管内全体での統一を図ります。

② 効果的な情報の提供

住民アンケートの結果より、情報提供の方法として効果的なものは、従来どおりの広報・チラシ、ホームページなどによる情報提供であることが示されました。

また、人口・世帯数の推移状況などより、高齢化の進行や単身者の増加が予想されます。このため、これら的高齢者や単身者、及び転入者などにもわかりやすい分別パンフレットや広報・チラシ、ホームページの充実、啓発ビデオの作成などを通じた広報活動や情報提供の充実を図ります。

(3) 環境教育、意識啓発の推進

従来と同じライフスタイルを続けている限り、ごみの排出状況も変わりません。

このため、ごみの減量化・資源化を推進するに際しては、一人ひとりのレベルでのライフスタイルの見直しに向けた環境教育の充実と意識啓発の推進に努めます。

① 環境教育の充実

ごみの減量化・資源化のためには、幅広い年齢層に対する環境学習の機会の創出が必要であることから、自治会等と連携した講座や説明会等で、ごみの減量・リサイクルの情報を提供し、住民の協力を求めています。また、市や町で行われている市民大学や高齢者大学などの生涯学習の機会においても環境学習をカリキュラムに組み入れてもらえるように働きかけを行います。

特に子供に対して、循環型社会の形成に向けた正しい知識と行動を習得してもらうため、学校での環境教育・環境学習を継続して推進します。また、本組合独自のごみ検定など新たな取り組みも検討します。

② 意識啓発の推進

ごみ処理施設見学会などの機会を増やし、ごみ処理の現状・課題の周知とごみの減量化・資源化に対する意識啓発を図ります。

また、住民・事業者からごみの減量やリサイクルに関する取り組み、アイデア等を募集し、広報紙やホームページ等に掲載することにより、住民・事業者への周知と活用を図ります。

地域の行事やイベント等を活用し、地域独自のリサイクル活動や美化運動などが積極的に行われるよう働きかけます。

(4) リデュース、リユースの活発化

従来から行われているリデュース、リユースについては、様々な働きかけを行うことにより活動を活発化させます。

① リデュースの活発化

ノーレジ袋キャンペーンを継続して実施することにより、住民にごみとなるものを買わない、受け取らないように働きかけます。また、過剰包装を断ることを習慣づけるよう啓発します。

そのため、マイバッグの使用やレジ袋の削減状況のモニタリングをしながら、住民や事業者に対する適切な働きかけを行います。

また、平成24年4月から導入した管内統一の指定ごみ袋制度では、分別状況の再確認、ごみを出さないライフスタイルへの転換などにより、ごみの減量化と資源化の効果があることから、継続して実施をします。

② リユースの活発化

フリーマーケット、ガレージセール、バザー等の把握と情報の提供により、家庭などで使用された家具や器具、衣類などの再使用を推進します。

また、「不用品交換制度」などを検討し、本組合や構成市町のホームページで不用品交換情報を提供することで、住民の間での物品の再使用を推進します。

さらに、各清掃センター間の連携により、粗大ごみとして排出された家具等の修理・再生の実施に向けて検討していきます。

(5) 事業系ごみの減量化に向けた取り組みの推進

事業系ごみについては、排出者責任の周知徹底を図り、事業者自身によるごみの排出抑制と資源化を推進します。

また、事業者自身による自発的な取り組みを促すだけでなく、事業者と行政の連携・協力を進め、事業系資源物の回収ルートの確保などを図ります。

① 排出事業者への指導強化

事業系ごみの減量化・資源化及び適正処理を図るため、排出者処理責任の徹底、自己責任によるごみ処理や資源化、及び許可業者との契約を指導します。

ごみの排出量の多い事業所には、「廃棄物減量化・資源化計画」の策定を指導し、事業系ごみの計画的な排出抑制対策を講じさせるとともに、ごみの排出量をできる限り少なくするような事業活動の工夫など、ごみ減量化への協力を求めます。

また、「事業所用ごみ減量ハンドブック」を見直しするとともに、事業所への立入指導を強化します。

本組合への搬入時においては、ごみ搬入検査を強化し、排出事業者と収集・運搬業者の双方への積極的な指導に取り組みます。

② 排出事業者への動機づけ

事業系ごみの減量化・資源化に関する優良事業者の評価制度や表彰などの導入に向けた検討を行います。

また、ごみの減量化・資源化に取り組むことが、かえって事業所全体でのコスト削減に繋がることを、具体的な事例を紹介することなどで事業者へPRします。

(6) ごみ処理に係る費用負担の公平化

ごみ処理に係る費用負担の適正化を図るため、費用負担のあり方等について今後も引き続き検討します。

① 家庭系ごみ処理の有料化の検討

家庭系ごみについては、自己搬入される場合の処理手数料を平成25年10月から統一・有料化します。

また、集積所に排出される家庭系ごみについては、公平なごみ処理費用の負担、減量化を推進することから、他地域の事例や周辺市町の動向を踏まえて、処理手数料の有料化の適否、及び有料化を導入する場合のあり方などについて検討します。

なお、有料化に併せて、住民サービス向上のため戸別収集を導入した自治体が増え、その結果、減量意識や分別の徹底などでごみ排出量が大幅に減少した事例があるため、有料化の検討の際には、戸別収集の導入も併せて検討をします。

② 事業系ごみ処理手数料の見直しの検討

事業系ごみについては、平成25年10月から処理手数料を統一します。また、久喜宮代清掃センター管内で行っている少量排出事業所による集積所への排出における収集・運搬及び処理手数料についても、見直しを実施します。

なお、今後についても、事業系ごみの減量化・資源化を推進するため、周辺自治体・組合の動向を踏まえて処理手数料の見直しを検討します。

施策2 資源物の分別徹底

(1) 家庭系ごみのリサイクルの推進

ごみの減量化を推進するためには、燃やせるごみのうち大きな比率を占める「紙類」、「プラスチック類」、「生ごみ」の減量化・資源化が必要です。

このうち、「紙類」と「プラスチック類」については、それぞれ『紙製容器包装等のごつがみ』、『プラスチック製容器包装』を資源物として指定したことにより、ティッシュペーパーやキッチンペーパー、紙おむつ、一部のプラスチック製品等の資源化不適物を除き、資源化へのルートが確立されたため、今後は住民への意識啓発等による資源物の分別徹底の推進が必要です。

① 資源物の分別の徹底

新たなごみ処理施設の整備などが行われるまでの当面の間は、平成24年4月時点における各清掃センターのごみの分別区分に基づく収集・運搬、及び処理・処分体制を継続します。

ごみの分別状況については、燃やせるごみの組成調査によって「資源古紙」の混入が多いことが示されています。また、八甫清掃センターでは、平成23年10月から「布・衣類」と「プラスチック製容器包装」を資源物として指定しています。

これらを踏まえ、ごみ組成調査を継続して実施し、各清掃センター間での分別状況などを検証し、資源物の分別徹底に向けた意識啓発や広報活動の強化に努めます。

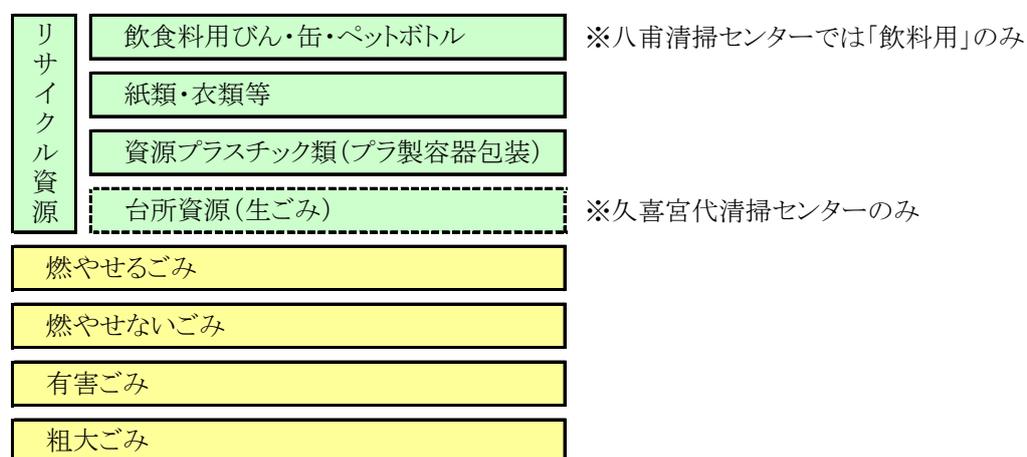


図 4-5-1 ごみの分別区分 (平成 24 年 4 月現在)

② 多様なリサイクルルート確保など

行政によるリサイクル資源の収集の他、以下に示すような多様なリサイクルルートを確認することにより、家庭から排出される資源物のリサイクルを推進します。

ア． 集団回収と公共回収のあり方について検討します。

イ． 行政による資源回収の他、牛乳パック、トレイ、ペットボトル等の店頭回収、廃乾電池等の販売店回収等を推進します。また、回収を行う店舗の増加や回収品目の拡大などについて、事業者の協力を求めます。

ウ． 公共施設等を活用した拠点回収の拡大に向けて、構成市町とともに検討します。

エ． 不用品交換等によるリサイクルの推進に向けて、フリーマーケット、バザー等の情報提供を行うとともに、イベントの開催を支援します。また、リペアにより「もの」を長く使う習慣を育むため、おもちゃや機械などの修理を行う市民団体やNPO法人などに対する支援策を検討します。

オ． 使用済インクカートリッジや携帯電話、各種のモバイル機器等の小型家電製品にはレアメタルが含まれており、平成 24 年 8 月に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律案」が成立しました。これを受けて、小型電子機器等を資源として回収する体制のあり方・仕組み等について、今後、国や県、メーカーなどと調整を図りながら、効率的な回収方法やリサイクルルートの構築について検討します。

カ． 廃食用油をバイオディーゼル燃料（BDF）等に再生する取り組みが全国各地で行われていることから、組合管内における廃食用油の収集と再利用を導入することの適否などについて、構成市町とともに検討します。

キ． リサイクルの推進のためには、入口（資源物の収集）だけでなく、出口（再生資源の利用先の確保）が必要であるため、再生資源やリサイクル製品の利用推進に向けて、行政におけるリサイクル製品の利用を率先して行うとともに、エコマーク等の環境保全型商品、再生品の情報提供を行い、住民・事業者に対して再生品の利用拡大を呼びかけます。

(2) 事業系ごみのリサイクルの推進

事業者に対する許可業者との契約と併せて、事業系ごみの分別の徹底を指導します。

事業系ごみに対する搬入時の監視を強化し、ごみが適正に分別されていない場合には搬入を拒否するとともに、持ち込みを行った業者に指導を徹底します。

① 分別徹底による資源化推進に向けた誘導

事業系ごみには多量の紙類（OA用紙等）が排出されていると考えられるため、事業系古紙の資源化に向けて事業者への啓発活動を行うほか、古紙回収業者の紹介等を行います。

ごみ処理施設に搬入された「燃やせるごみ」にOA用紙など、事業系の古紙が多量に混入している場合には、搬入を拒否します。

② リサイクルルートの確保

業界団体や商工団体等の事業者間の連携・協力を推進し、事業所から排出される資源物のリサイクルルートを確保します。

施策3 生ごみや剪定枝等の減量化・資源化

(1) 生ごみの減量化・資源化の推進

家庭系ごみの多くを占める生ごみの処理に多大なエネルギーとコストを要していることがごみ処理事業全体の課題となっており、生ごみの減量化・資源化の推進が必要です。

① 組合管内全域での生ごみ減量化・全量資源化の展開

組合管内全域での生ごみの減量化・資源化に向けて、以下に示す取り組みを推進します。

ア．食品を必要以上に買い込まない、賞味期限切れの食品の廃棄を無くす、食べ残しをしない等の取り組みにより生ごみを出さないよう意識啓発を推進します。

イ．家庭で生じた生ごみを自家処理することでごみとして出さない、または生ごみ処理機等で水分を除いてからごみとして出すよう意識啓発を推進します。

また、住民アンケートの結果から、家庭用生ごみ処理機の使用への関心の高さが伺われたため、処理機の普及に向けた制度の充実等について検討します。

ウ．組合管内全域での HDM システムによる生ごみの減容化・資源化の実施に向けて、分別収集のあり方や施設の拡充等について検討します。併せて、生ごみからの生成資源の利用先を確保し、生ごみを対象とした資源循環システムの構築について検討します。

また、住民アンケートの結果から、本組合が実施している生ごみの分別収集と HDM システムによる生ごみ処理については、生ごみ堆肥化推進地区では肯定的な意見が多く、生ごみ堆肥化推進地区以外の地域では否定的な意見が多かったことから、生ごみの減容化・資源化事業の情報提供や事業を実施する必要性の広報・啓発活動などの実施について検討を行います。

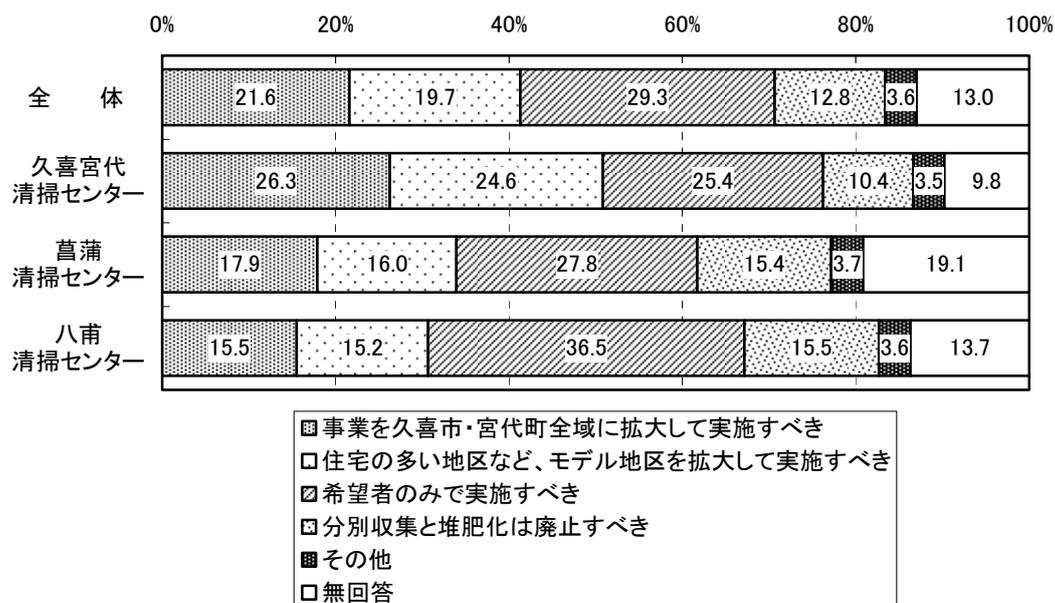


図 4-5-2 生ごみの処理状況への意見（アンケート調査結果）

② 事業系の生ごみの資源化の推進

飲食店やスーパー等から排出される事業系ごみには、厨芥類や残飯などの生ごみが多く含まれています。事業所から排出される生ごみは、家庭から排出される生ごみと比較して、排出量が多いこと、一定の量が恒常的に排出されること、生ごみの成分が安定していること等の理由により、資源化しやすいことが特徴です。このため、排出事業者や業界団体等との連携・協働により、事業系生ごみのリサイクルシステムの構築を図ります。

また、組合管内全域での HDM システムによる減容化・資源化の実施の検討に併せて、事業系生ごみの受入についても検討します。

(2) 剪定枝の資源化の推進

平成 22 年現在、組合管内における宅地の面積は全体の約 25%であり、農地をはじめとする“みどり”が多く残されていることが特長となっています。

久喜市では「総合振興計画」（素案）での将来像を『豊かな未来を創造する個性輝く文化田園都市』とし、この前期基本計画において緑化の推進を施策として定めています。また、市域における緑化の推進のため、生垣設置奨励金を交付しています。

宮代町では「第 4 次総合計画」での将来都市像を『みどり輝くコンパクトシティ』とし、グリーンツーリズムの舞台として魅力ある空間を形成していくこととしています。また、緑の保全及び緑化推進のため「緑の基本計画」を策定しています。

このように、組合管内では緑化が推進されていますが、緑化に伴い剪定枝が排出されるため、これらの適正処理が必要です。

① 現行システムの拡大の検討

組合管内から排出される剪定枝の排出量や季節変動等の排出実態を正しく把握し、剪定枝を「ごみ」としてではなく、「資源」として有効活用することの推進が望まれます。このため、資源としての利用可能量、生成資源の利用先、経済性等を踏まえて、より効果的な資源化システムの構築と管内全域への拡大について検討します。

6. 環境への負荷を抑えた適正なごみ処理事業の推進のための施策

6-1. 収集・運搬計画

本計画では、以下の施策を展開することにより、今後も適正な収集・運搬体制を維持し、衛生的かつ快適な生活環境の確保に努めるものとします。

重点項目

施策4 環境負荷の少ない安全かつ効率的な収集・運搬

施策5 高齢化等の社会状況に対応した適正な収集・運搬

施策4 環境負荷の少ない安全かつ効率的な収集・運搬

(1) 収集・運搬システムの高度化

① 収集サービスの向上

住民サービスの観点から、よりきめ細かな対応を行えるよう、よりよい収集・運搬のあり方について今後も引き続き検討します。

ア. ごみの分別区分と出し方は、清掃センターごとに平成24年4月時点の内容を継続するものとしますが、サービスの向上や収集・運搬効率等の観点から適宜見直しを行います。また、新たな処理施設が整備されるまでの間に調整・統一を図ることとします。

イ. 家庭系ごみの排出量は減少傾向で推移すると予測されるため、収集頻度は今後の動向を踏まえた上で適宜見直しを行います。

ウ. 効率的なごみ収集による経費の節減に向けて、ごみ集積所の設置数や設置場所について適正化を図ります。

② 収集作業時の安全確保

ごみの分別徹底やごみ出しマナーの向上などにより、危険物の混入防止を図り、収集作業時の安全確保に努めます。

特にスプレー缶やライターなどの危険物による車両火災事故が発生しており、収集方法の見直しについて今後も引き続き検討します。

(2) 指導の充実

① ごみ出しルールの指導の徹底

ごみ出しルールの徹底のため、広報紙やチラシ、ホームページ等を活用して住民に対する PR や意識啓発を行います。

ごみ出しルールを守らない地域や住居に対しては、直接指導を行います。

ごみ出しルールを守りにくいアパートなどの集合住宅対策として、その所有者（家主）や管理者である不動産業者に対し、居住者への指導を徹底する等の協力を強化します。また、廃棄物減量等推進員との連携・協力のもと、集合住宅居住者のごみ出しルール向上に向けた PR 活動等を展開します。

② 集積所の適正な管理の促進

ごみ処理に関して、各家庭と清掃行政の接点となる集積所については、美観や衛生等の環境保全のため、住民に対して集積所の管理の指導及び廃棄物減量等推進員との連携・協力による管理体制の強化を図ります。

また、清潔できちんと管理されている集積所には表彰制度や認定制度などにより、集積所の管理・運営の向上の実施を検討します。

集積所からの資源物の持ち去りについては、状況を正しく把握するため、地域住民や委託収集業者と被害状況の情報交換を行うとともに、警察との連携・協力により、引き続き対策を強化していきます。

施策5 高齢化等の社会状況に対応した適正な収集・運搬

(1) 超高齢社会への対応

① 高齢者などを対象とした収集体制の見直し

本組合では、「戸別収集（ふれあい収集）」を実施しています。この場合は、対象者の自宅の門前または玄関前より収集していますが、超高齢社会に向けて、ごみ出しや収集のあり方などについて検討します。

また、在宅医療廃棄物や使用済み紙おむつへの対処について、医療機関や収集運搬業者との連携・協力を進めながら検討します。

② 全戸を対象とした戸別収集の導入の検討

高齢化の進行や要介護者の増加などに対応するため、全戸を対象とした戸別収集などの新たな収集方法について検討します。なお、導入の検討に際しては、排出や収集方法などの実証を行うモデル地区の設定を行い、検証を行います。

(2) 清掃行政のイメージアップ

① 収集作業時のイメージアップ

ごみの収集・運搬は、ごみの排出から組合での中間処理を経て、最終処分に至るまでの一連のごみ処理の過程において、住民と清掃行政が接する場でもあるため、今後も安全や衛生に配慮して効率的に実施することにより、清掃行政全体のイメージアップを図ります。

委託収集業者に対しては、収集作業時における安全や衛生への配慮に加え、騒音や悪臭など生活環境への影響を及ぼさないよう努めるなど、適正な指導を行います。

② 環境へ配慮した収集・運搬の実施

確実な収集・運搬を維持しながら、ごみ量やごみ質などの予測を踏まえ、温室効果ガスの排出をより低減する収集運搬体制の最適化を目指すため、ごみ収集・運搬車両に環境負荷の少ない低公害車の導入、また廃食用油から生成した軽油代替燃料や組合管内の農地で生産されたバイオ燃料の利用等について検討します。

6-2. 処理・処分計画

ごみの中間処理については、処理方法が環境への負荷の低減に配慮されたものであるとともに、将来にわたり安全かつ安定した処理が継続されることが重要です。

現有の各清掃センターのごみ焼却施設については、老朽化が進行しており、また、3施設による処理体制となっていることから、処理の合理化及び効率化を図るため、施設の更新とともに統廃合についても検討をする必要があります。

施設の更新及び統廃合に際しては、ごみの排出量予測と資源化量の増加を踏まえるとともに、省エネルギーや高エネルギー回収設備の設置や温室効果ガス排出量の削減に配慮した施設整備に努めるものとします。

また、ごみ焼却施設の統廃合に際しては、多額の建設経費とともに、数十年に渡ってご協力をいただいていた周辺地区の方々との関係にも十分配慮し、整備計画を策定していくこととします。

なお、新規施設の整備までの当面は現行施設を継続して使用することになりますので、定期的に補修や点検整備を行うなどにより、今後も安全かつ適正な処理の継続に努めるものとします。

本計画では、以下の施策を展開することにより、今後も排出されたごみを安全かつ衛生的に処理するとともに、ごみ処理経費の削減に向けて、今後も効率的なごみ処理に努め、費用対効果の高いごみの処理・処分を行うものとします。

重点項目

施策6 安全かつ適正な中間処理の維持

施策7 計画的な施設整備の推進

施策8 最終処分量の削減と安定した最終処分の継続

施策6 安全かつ適正な中間処理の維持

(1) 現行のごみ処理施設の適正な維持管理

① 安定したごみ処理体制の維持

安全かつ安定したごみの中間処理を今後も継続するため、定期的な補修や点検に努めることにより、ごみ処理施設の適正な運営と維持管理の徹底を図ります。

また、施設の老朽化に伴い、今まで以上に適切な点検整備が必要となるため、施設の保守に向けて万全の体制の構築を目指します。また、特定の施設でトラブルが生じた場合などでも、全体としてごみ処理が支障なく継続できる体制の確立を目指します。

② 施設運転時の環境負荷の低減

老朽化が進んでいるごみ焼却施設については、引き続き焼却炉と附属設備等の適正管理に努めることで環境保全対策を進め、施設運転時の環境負荷の低減に努めます。

(2) 資源化量の増加と最終処分量の低減

① 焼却灰・集じん灰の適正な処理

最終処分量の削減と資源化量の増加に向けて、焼却残渣（焼却灰・ばいじん）の資源化を継続します。併せて、セメント原料や、人口砂、路盤材以外の有効活用の方法について今後も引き続き検討します。

現在、回収したりサイクル資源や中間処理後の残渣物の資源化は民間業者に委託していますが、今後も優れたリサイクル技術を有する業者との連携の強化や効率的な処理体制の継続に努め、経済性・効率性等に配慮した資源化を推進します。

施策7 計画的な施設整備の推進

(1) ごみ焼却施設の整備

「ごみを出さないライフスタイル」の普及や資源物の分別徹底、生ごみや剪定枝等の減量化・資源化などによって、ごみとなる廃棄物の焼却量を削減させるとともに、効率よく処理できるごみ焼却施設の整備・統合を進めます。

また、ごみ焼却施設の更新及び統廃合に際しては、省エネルギーや高エネルギー回収設備の設置やダイオキシン類などの有害物質の発生を抑制するとともに温室効果ガス排出量の削減に配慮した、費用対効果の高い効率的なごみ焼却施設を目指します。

① 効率的な処理体制の構築

ごみの発生抑制や減量施策、資源化を推進することにより、ごみ焼却施設で焼却するごみの量を削減することができます。焼却量を削減することにより、現在、3か所の清掃センターで行っているごみ焼却処理を統廃合により集約することが可能となります。このことは、老朽化を迎えている各清掃センターの施設更新経費を削減するだけでなく、施設から排出される温室効果ガスの削減により、環境負荷への低減が図られ、また、年間10億円を超える施設の管理運営経費を削減することができるという大きな効果をもたらします。

統廃合に際しては、大規模改修工事後の施設の継続処理可能期間が概ね10年間であることから、先の大規模改修から年数が経過した八甫清掃センターのごみ焼却施設の基幹的設備改良工事を進めるとともに、継続処理可能期間内に菖蒲清掃センターとの統廃合を進め、新たなごみ焼却施設を整備します。

また、建設後30年以上が経過する久喜宮代清掃センターのごみ焼却施設については、平成18・19年度の大規模改修工事後の継続処理可能期間内に更新を行うとともに、現在の3清掃センターの統廃合に向けた検討をすることとします。

② 住民の理解と協力による施設整備

施設整備については、住民にわかりやすい情報提供を行い、理解と協力を得ながら実施していくことを前提とします。

なお、周辺環境に与える影響を最低限に抑えるため、安全性に優れた最新技術の設備の導入や緑地・水辺等の緩衝施設を整備して、自然環境の良化を図った施設整備を進めていきます。

(2) 主要な施設の整備

本組合では、生ごみ処理のための HDM システムなど、ごみの減量化・資源化の新技術の導入に積極的に取り組んでいます。

また、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が平成 23 年 8 月に成立したことにより、再生可能エネルギーの買取制度に合わせた生ごみ等の有機性廃棄物のバイオガス化による発電が注目されています。

このため、焼却施設への発電機能の設置とともに、生ごみや剪定枝などのバイオガス資源による新たな資源循環システムなど、最新の資源化技術の動向を見極め、より適正なごみ処理技術が開発された場合には、組合での導入の可能性について検討します。

① 生ごみ・剪定枝の資源化に対応した新たな施設の設置・整備

組合管内全域での生ごみの減容化・資源化の実施に向けて、現在、久喜宮代清掃センターで実証を行っている HDM システムの検証を踏まえて、効果的な施設整備を行います。

また、剪定枝等のバイオガス資源による新たな資源循環システムなど、最新の資源化技術の動向を研究し、導入の可能性を検討していきます。

② リサイクルセンターの整備

現在、本組合では、燃やせないごみ及び粗大ごみを中心として、粗大ごみ処理施設で処理を実施していますが、施設の老朽化と更なる選別による資源化のため、焼却施設の統廃合とともに新たにリサイクルセンターを整備していきます。

整備に際しては、現在、各清掃センターでの処理体制が異なることから、施設の統廃合とともに対象品目の統一化に向けて検討を行うこととします。

また、リサイクルセンターについては、現在の粗大ごみ処理施設に加えて、以下に示すような機能の付加も検討をすることとします。

①環境学習機能

- ア. ごみ問題に関する環境学習の場の提供
- イ. リユース、リサイクル、リペアに関する情報の提供
- ウ. 講習会、研修会等の開催
- エ. リサイクル体験教室等の開催

②ふれあい機能

- ア. リユース、リサイクル、リペアに関するイベントの開催
- イ. 住民相互の情報交換の場の提供、

③リサイクル工房機能

- ア. 不用品の修理と再生
- イ. リサイクル品の展示と販売

(3) 地域住民との信頼・協力関係に基づく施設運営

施設を適切に運転管理することにより、ダイオキシン類など有害物質の発生を抑制、環境保全や安全対策に万全を期するとともに、環境測定を適切に実施し、広報紙やホームページ等を通じて、これらの情報を広く住民に公開することによって透明性及び信頼性の高い施設運営を行っていきます。

また、施設運営については、住民の参加する（仮称）運営協議会を設置し、施設に関する情報を共有しながら、信頼される施設運営に努めます。

施策8 最終処分量の削減と安定した最終処分の継続

(1) 最終処分量の削減

本組合は最終処分場を保有していないため、管外の最終処分場で埋立処分を行っています。

今後ごみの減量化・資源化、適正な中間処理の実施などにより、最終処分量を削減し、環境負荷の抑制とごみ処理に係る経費（埋立処分の委託経費）の軽減に努めます。

(2) 最終処分先の確保

資源化の推進及び最終処分量の削減のため、久喜宮代清掃センター及び八甫清掃センターでは焼却残渣をセメント原料等として資源化し、これらの清掃センターでは最終処分率は全国や埼玉県と比較して低い水準を維持しています。

しかし、資源化できない焼却残渣については管外の最終処分場で埋立処分を行っているため、今後も一層の最終処分量の削減とともに、管内での最終処分場の確保に努めるものとします。

また、最終処分の受入先については、2事業者以上を確保することでリスクを分散することとします。

6-3. その他の計画

(1) 災害廃棄物の処理計画

災害時には一度に多量の廃棄物が発生するため、周辺市町、県、国との連携による広域支援体制を確保します。また、他の地域において災害が発生した場合に速やかな支援が行えるような体制を整えます。

大規模な地震の発生後数ヶ月程度は、ごみの仮置き、一時保管場所の確保が必要となるため、公共用地を活用して仮置場の確保を図ります。

7. 計画のスケジュール

1. ごみの減量化と資源化の推進のための施策

施 策		計 画 期 間		
		平成25～29年度	平成30～34年度	平成35～39年度
施策1 ごみを出さないライフスタイルの普及				
(1) ごみの減量化に向けた意識の向上		実施	検証・見直し	検証・見直し
(2) 家庭系ごみの減量化に向けた情報提供	① ごみの分別区分や収集頻度などの統一化	検討→可能な段階から順次導入		
	② 効果的な情報提供	実施	検証・見直し	検証・見直し
(3) 環境教育、意識啓発の推進	① 環境教育の充実	実施	検証・見直し	検証・見直し
	② 意識啓発の推進	実施	検証・見直し	検証・見直し
(4) リデュース、リユースの活発化	① リデュースの活発化	実施	検証・見直し	検証・見直し
	② リユースの活発化	実施、継続検討	検証・見直し	検証・見直し
(5) 事業系ごみの減量化に向けた取り組みの推進	① 排出事業者への指導強化	実施	検証・見直し	検証・見直し
	② 排出事業者への動機づけ	実施、継続検討	検証・見直し	検証・見直し
(6) ごみ処理に係る費用負担の公平化	① 家庭系ごみ処理の有料化の検討	計画期間を通じて検討→必要と認められた時点で有料化導入		
	② 事業系ごみ処理手数料の見直しの検討	計画期間を通じて検討→必要と認められた時点で手数料見直し		
施策2 資源物の分別徹底				
(1) 家庭系ごみのリサイクルの推進	① 資源物の分別の徹底	実施	検証・見直し	検証・見直し
	② 多様なリサイクルルート確保など	計画期間を通じて各種の検討→有効と認められたものを導入		
(2) 事業系ごみのリサイクルの推進	① 分別徹底による資源化推進に向けた誘導	実施	検証・見直し	検証・見直し
	② リサイクルルート確保	計画期間を通じて各種の検討→有効と認められたものを導入		
施策3 生ごみや剪定枝等の減量化・資源化				
(1) 生ごみの減量化・資源化の推進	① 組合管内全域での生ごみ減量化・全量資源化の展開	各清掃センター管内において順次開始		実施
	② 事業系の生ごみの資源化の推進	計画期間を通じて各種の検討→有効と認められたものを導入		
(2) 剪定枝の資源化の推進	① 現行システムの拡大の検討	計画期間を通じて各種の検討→有効と認められたものを導入		

2. 環境への負荷を抑えた適正なごみ処理事業の推進のための施策

施 策		計 画 期 間		
		平成25～29年度	平成30～34年度	平成35～39年度
施策4 環境負荷の少ない安全かつ効率的な収集・運搬				
(1) 収集・運搬システムの高度化	① 収集サービスの向上	実施、継続検討	検証・見直し	検証・見直し
	② 収集作業時の安全確保	実施、継続検討	検証・見直し	検証・見直し
(2) 指導の充実	① ごみ出しルールの指導の徹底	実施	検証・見直し	検証・見直し
	② 集積所の適正な管理の促進	実施、継続検討	検証・見直し	検証・見直し
施策5 高齢化等の社会状況に対応した適正な収集・運搬				
(1) 高齢者への対応	① 高齢者などを対象とした収集体制の見直し	計画期間を通じて各種の検討→有効と認められたものを導入		
	② 全戸を対象とした戸別収集の導入の検討	計画期間を通じて各種の検討→有効と認められた時点で導入		
(2) 清掃行政のイメージアップ	① 収集作業時のイメージアップ	実施	検証・見直し	検証・見直し
	② 環境へ配慮した収集・運搬の実施	実施、継続検討	検証・見直し	検証・見直し
施策6 安全かつ適正な中間処理の維持				
(1) 現行のごみ処理施設の適正な維持管理	① 安定したごみ処理体制の維持	実施	検証・見直し	検証・見直し
	② 施設運転時の環境負荷の低減	実施	検証・見直し	検証・見直し
(2) 資源化量の増加と最終処分量の低減	① 焼却灰・集じん灰の適正な処理	実施、継続検討	検証・見直し	検証・見直し
施策8 最終処分量の削減と安定した最終処分の継続				
(1) 最終処分量の削減		実施	検証・見直し	検証・見直し
(2) 最終処分先の確保		実施	検証・見直し	検証・見直し
その他				
(1) 災害廃棄物の処理計画		実施、継続検討	検証・見直し	検証・見直し

3. 計画的な施設整備の推進

【ごみ焼却施設整備スケジュール】

項 目	計 画 期 間														
	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
久喜宮代清掃センター	住民同意	■	■												
	用地確保	■	■												
	地域計画・施設基本計画	■	■												
	生活環境影響調査		■	■											
	基本設計・都市計画決定・開発許可		■	■	■										
	民間手法導入可能性調査・実施設計		■	■	■	■									
	建設工事(造成及び施設建設)				■	■	■	■	■	■					
	稼働							■	■	■	■	■	■	■	■
新整備清掃センター	住民同意				■	■									
	用地確保				■	■	■								
	地域計画・施設基本計画				■	■	■								
	生活環境影響調査					■	■	■							
	基本設計・都市計画決定・開発許可						■	■	■						
	民間手法導入可能性調査・実施設計							■	■	■					
	建設工事(造成及び施設建設)									■	■	■			
	稼働													■	■

【生ごみ処理施設整備スケジュール】

項 目		計 画 期 間														
		25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
久喜宮代清掃センター	住民同意	■	■													
	用地確保	■	■													
	施設整備基本計画・基本設計	■	■													
	生活環境影響調査		■	■												
	都市計画決定・開発許可		■	■												
	民間手法導入可能性調査・実施設計・建設工事			■	■											
	稼働						■	■	■	■	■	■	■	■	■	
新整備清掃センター	住民同意					■	■									
	用地確保					■	■									
	施設基本計画・基本設計					■	■									
	生活環境影響調査						■	■								
	都市計画決定・開発許可								■	■						
	民間手法導入可能性調査・実施設計・建設工事										■	■				
	稼働												■	■	■	

【リサイクルセンター整備スケジュール】

項 目		計 画 期 間														
		25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
久喜宮代清掃センター	住民同意	■	■													
	用地確保	■	■													
	地域計画・施設基本計画	■	■													
	生活環境影響調査		■	■												
	基本設計・都市計画決定・開発許可		■	■	■											
	民間手法導入可能性調査・実施設計			■	■	■										
	建設工事(造成及び施設建設)				■	■	■	■								
	稼働								■	■	■	■	■	■	■	■
新整備清掃センター	住民同意				■	■										
	用地確保				■	■	■									
	地域計画・施設基本計画				■	■	■									
	生活環境影響調査						■	■								
	基本設計・都市計画決定・開発許可							■	■							
	民間手法導入可能性調査・実施設計								■	■	■					
	建設工事(造成及び施設建設)										■	■	■			
	稼働													■	■	■

8. 計画の推進と進行管理

8-1. 計画の推進体制

本計画では、基本理念を実現するため、ごみの減量を推進することを第一とし、排出されたごみはできるだけリサイクルに回すことで環境負荷の少ない処理を行うことを廃棄物行政の基本としています。

基本理念の実現に向けて本計画で提案する施策は、住民・事業者・行政のパートナーシップにより、公平な分担と連携のもとで効率的かつ効果的に推進するものとします。

(1) 構成自治体、県、関係機関等との連携

ごみ処理事業の円滑な実施に向けて構成市町との連携に努めます。

また、本計画に基づく施策を推進していく上で、県、隣接市町、関係機関などに対して協力や要請を求める場合が想定されるため、今後もこれらとの連携・協力体制の強化に努めます。

(2) 住民・事業者等との連携

本計画の基本理念の実現を目指して、住民・事業者等との連携・協力のための体制づくりに努めます。

具体的には、住民や事業者のごみ行政への理解と協力のもとで、ごみの分別徹底等による減量化・資源化を推進することにより、ごみの適正処理を継続していきます。また、住民や事業者との協働による取り組みを展開することにより、地域における資源循環と循環資源の有効利用を推進していきます。

このとき、住民・事業者・行政の三者がごみの排出や処理の現状・問題点を認識するとともに、本計画の基本理念や基本方針、目標などを共有し、交流やコミュニケーション、情報交換等を推進することで相互理解や情報の共有を進め、互いに連携・協力を図りながら、それぞれの役割と責務を果たすものとします。

中でも、ごみを排出する住民や事業者にごみ処理に要する経費を正しく認識してもらうことは、ごみの減量化・資源化への意識の向上に繋がるため、施設見学会や説明会等を通じて、ごみ処理に伴い多くの経費を要すること、ごみの分別徹底によるごみの減量化・資源化の推進はごみ処理経費の削減に直結していることなどを伝え、正しい情報を共有していくことで、本計画の施策を展開していきます。

8-2. 計画の進行管理

本計画を推進するためには、施策の進捗状況や達成状況等を点検・評価する仕組みが必要です。

本計画は、進捗状況や達成状況等を定期的に点検・評価を行うことにより、本組合におけるごみ処理の継続的な改善を図ります。

計画の進捗状況は、ISO14001 の環境マネジメントシステムの考え方に基づく「PDCA サイクル」を用いて把握します。この方法は、①策定 (Plan)、②実行 (Do)、③点検・評価 (Check)、④見直し (Action) という手順を繰り返し行っていくことにより、その時点における計画の進捗状況や施策の実施状況の把握、課題の抽出などを行うものです。

このサイクルによる計画の点検・評価は、年度毎に実施することを基本とし、計画の実施状況や見直し内容などについては、年度毎に広報やホームページを通じて広く住民や事業者公表します。また、それに対する意見や提案を今後の施策に反映させます。



図 4-8-1 PDCA サイクルに基づく計画の進行管理

用語説明

【あ行】

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物のことで「ごみ」と「し尿」に分類されます。

「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」に分類されます。

温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出することで地球温暖化に影響を及ぼすもの。

京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして排出削減対象として指定されています。

【か行】

家電リサイクル法

エアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫及び冷凍庫について、小売業者に消費者からの引き取り及び引き取った廃家電の製造者等への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けた法律。

環境負荷

人が環境に与える負担のことであり、環境基本法では、「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上支障の原因となるおそれのあるもの」と定義されています。単独では環境への悪影響を及ぼさなくとも、集積することで悪影響を及ぼすものを含みます。

環境マネジメントシステム

事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、個々の部門が計画（Plan）を立てて実行（Do）し、点検評価（Check）、見直し（Act）を行う仕組み（PDCAサイクル）のことをいいます。これらを繰り返すことにより、目標の達成を目指します。

グリーン購入法

国等の公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目的とする法律。

なお、製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入することを「グリーン購入」といいます。

戸別収集

ごみ排出者の自宅まで出向いてごみの収集を行う方法。

【さ行】

災害廃棄物

地震や津波、洪水などの災害に伴って発生する廃棄物のことです。倒壊・破損した建物などがれきや木くず、コンクリート、金属くずなど様々なものより成り、その処理責任は発生した市町村にあります。

最終処分場

資源化または再利用されなかった廃棄物の最終処分は埋立処分が原則とされており、埋立処分を行う施設を「最終処分場」といいます。

再使用（リユース）

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用すること。

再生利用（リサイクル）

廃棄物等を原材料として再利用すること。再生利用のうち、廃棄物等を製品の材料としてそのまま利用することをマテリアルリサイクル、焼却して熱エネルギーを回収することをサーマルリサイクルといえます。

サーマルリサイクルとしては、廃棄物発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用している例があります。リユース、マテリアルリサイクルを繰り返した後でも熱回収は可能であることから、循環型社会形成推進基本法では、原則としてリユース、マテリアルリサイクルが熱回収に優先することとしています。

在宅医療廃棄物

在宅医療に関わる医療処置に伴い、家庭から排出される廃棄物。

自家処理

生ごみを堆肥にするなど、ごみを家庭で自ら処理すること。

資源物

再使用または再生利用できる廃棄物のことです。本組合では、紙類、びん・缶類、ペットボトル、プラスチック製容器包装、衣服・布などがこれにあたります。

集団回収

町内会や市民団体などが自ら行う資源物の回収のこと。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法では、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。

循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを規定した法律。

循環資源

循環型社会形成推進基本法では、廃棄物等のうち有用なものとして定義されています。

3R（スリーアール）

リデュース（ごみを減らすこと）、リユース（使えるものは繰り返し使うこと）、リサイクル（ごみを資源として再び利用すること）の頭文字のRをとって3Rと総称します。

【た行】

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン（PCDDs）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDEs）、及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の総称のことです。通常、環境中に極微量に存在する有害な物質です。

人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることから、平成12（2000）年1月「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行され、廃棄物焼却炉などからの排出抑制が行われています。

中間処理

収集した可燃ごみの焼却、不燃ごみの破碎、資源物の選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立て後も環境に悪影響を与えないように処理すること。

【は行】

バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。主な活用方法としては、堆肥化、飼料化、燃料化の他、燃焼して発電を行うなどがあります。

廃棄物処理法

廃棄物の排出を抑制し、その適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律。

排出者責任

廃棄物等を排出する者が、その適正なリサイクル等の処理に関する責任を負うべきとの考え方。

発生抑制（リデュース）

廃棄物の発生自体を抑制することで、リユース、リサイクルに優先される取り組みです。

不法投棄

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定められた処分場以外に廃棄物を投棄することです。

分別収集

廃棄物の中間処理や最終処分を容易にするために、その材質ごとに廃棄物を分類し、それを収集することです。

【や行】

容器包装リサイクル法

一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭系ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという新たな役割分担を定めた法律。

【ら行】

レアメタル

資源として存在量が少ない、もしくは採掘が難しいなどの理由で産出量が少ない希少金属の総称です。プラチナ、コバルト、ニッケルなど31種類がレアメタルとして定義されており、パソコンや携帯電話など身近な機器の中に使用されています。

【ABC】

HDM システム

株式会社 EM 研究所が開発した、微生物を利用した生ごみ減容化処理システム。HDM とは「High Decreasing Microbe-bionic」の略で「微生物による高度減容化」の意味。

放線菌、糸状菌、油分解菌、リグニン分解菌などの微生物を多く含む木片チップの菌床を用意し、そこに生ごみをよく混ぜ込むと、微生物の作用によって発酵分解が進み、短期間のうちに生ごみの98～99%が分解されます。また、発酵が終わった菌床をふりにかけると、良質のコンポストを得られます。

ISO

ISO の規格に法的強制力はありませんが、最近では事実上の統一規格となっていて、特に欧州諸国では輸入品に対して ISO 規格を求めることが多くなっています。

ISO14001

ISO とは国際標準化機構（International Organization for Standardization）の略称であり、本機構は、物やサービスの流通を促進するため、工業製品や単位等の国際的標準規格を作っています。

ISO14001 とは、本機構が定めた地球環境の保全に関する環境マネジメントシステムの国際規格です。

久喜宮代衛生組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

発行年月：平成 25 年 3 月

編 集：久喜宮代衛生組合 総務課

〒345-0836 埼玉県南埼玉郡宮代町大字和戸 1276-1

TEL/0480-34-2042

FAX/0480-32-5361